

死因究明等推進計画検証等推進会議(第1回)

日時: 令和8年6月8日(月)15時00分～17時00分

場所: 航空会館ビジネスフォーラム

議事次第

○ 開会

○ 議事

1. 死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について
2. 死因究明に関するこれまでの取組と現状
3. 死因究明等推進計画の見直しの論点について
4. 論点について議論

○ 閉会

<配付資料>

- 資料1 死因究明等推進計画検証等推進会議 名簿
- 資料2 死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について
- 資料3 第3次死因究明等推進計画策定までのスケジュール
- 資料4 死因究明等推進計画(令和6年7月閣議決定)
- 資料5 死因究明等推進計画の推進状況(令和8年5月末現在)
- 資料6-1 厚生労働省(取組状況に関する資料)
- 資料6-2 法務省(取組状況に関する資料)
- 資料6-3 文部科学省資料(取組状況に関する資料)
- 資料6-4 海上保安庁資料(取組状況に関する資料)
- 資料6-5 警察庁資料(取組状況に関する資料)
- 資料6-6 こども家庭庁資料(取組状況に関する資料)
- 資料6-7 総務省資料(取組状況に関する資料)
- 資料7 死因究明等推進計画の見直しの主な論点(案)

死因究明等推進計画検証等推進会議 名簿

- ◎専門委員 佐 伯 仁 志 中央大学法務研究科教授
- 同 家 保 英 隆 高知県理事
- 同 池 松 和 哉 長崎大学生命医科学域長
- 同 石 井 祐 次 九州大学大学院薬学研究院教授
- 同 伊 藤 智 加 日本歯科医師会専務理事
- 同 今 村 知 明 奈良県立医科大学医学部教授
- 同 小 林 聡 金沢大学附属病院放射線科教授
- 同 近 藤 稔 和 和歌山県立医科大学医学部教授
- 同 櫻 田 宏 一 東京科学大学大学院医歯学総合研究科教授
- 同 佐 藤 好 美 産業経済新聞社論説委員
- 同 沼 口 敦 名古屋大学医学部附属病院救急・内科系集中治療部病院講師
- 同 野 口 貴公美 一橋大学大学院法学研究科教授
- 同 林 紀 乃 東京都監察医務院長
- 同 稗 田 雅 洋 早稲田大学法学学術院教授
- 同 星 周一郎 東京都立大学法学部教授
- 同 細 川 秀 一 日本医師会常任理事
- 同 米 村 滋 人 東京大学大学院法学政治学研究科教授

◎は議長

資料2

死因究明等推進計画検証等推進会議の開催について

令和5年5月11日
死因究明等推進本部決定

1. 死因究明等推進計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに死因究明等に関する施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、死因究明等推進計画検証等推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議は、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づく死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）が指名する本部員及び専門委員により開催する。
3. 推進会議の議長（以下「議長」という。）は、推進会議を主宰する者として、その構成員のうちから本部長が指名する。
4. 議長は、自らに事故があった場合に、議長に代わり推進会議を主宰する者として、議長代理を指名する。
5. 推進会議は、構成員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
6. 推進会議は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。
7. 推進会議は、本部長が招集する。
8. 推進会議は、原則として公開する。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
9. 議長は、推進会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
10. 議長は、推進会議の終了後、当該推進会議の議事録を作成し、推進会議に諮った上で、これを公表する。ただし、議事録が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、議長は、推進会議に諮った上で、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
11. 推進会議の庶務は、厚生労働省死因究明等推進本部事務局において処理する。
12. この決定に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、本部長が定める。

(参考)

○死因究明等推進基本法(令和元年法律第三十三号)(抄)

(設置及び所掌事務)

第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 死因究明等推進計画の案を作成すること。

二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員10人以内をもって組織する。

(死因究明等推進本部長)

第二十二条 本部の長は、死因究明等推進本部長(以下「本部長」という。)とし、厚生労働大臣をもって充てる。

(死因究明等推進本部員)

第二十三条 本部に、死因究明等推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

3 前項第2号の本部員は、非常勤とする。

(専門委員)

第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)

第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第23条第2項第2号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○死因究明等推進本部令(令和二年政令第七十二号)

(死因究明等推進本部長)

第一条 死因究明等推進本部長は、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

(国務大臣以外の本部員の任期等)

第二条 死因究明等推進本部員（以下この条において「本部員」という。）のうち、死因究明等推進基本法第23条第2項第2号の本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の本部員は、再任されることができる。

(専門委員)

第三条 本部の専門委員（次項において「専門委員」という。）は、非常勤とする。

2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(事務局の組織)

第四条 本部の事務局に、参事官1人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

3 前2項に定めるもののほか、本部の事務局の内部組織の細目は、厚生労働省令で定める。

(本部の運営)

第五条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、死因究明等推進本部長が本部に諮って定める。

第 3 次死因究明等推進計画策定までのスケジュール

令和 2 年 4 月 1 日

死因究明等推進基本法施行

※厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を置き、
死因究明等推進計画案の作成、施策の推進等の事務をつかさどる。

令和 6 年 7 月 5 日

(第 2 次) 死因究明等推進計画 閣議決定

※計画策定後、3年に1回を目途に計画に検討を加え、必要に応じて見直す。

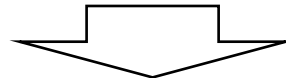
令和 8 年 5 月下旬～
(持ち回り開催)令和 8 年度第 1 回死因究明等推進本部
(死因究明等推進計画検証等推進会議の設置)

令和 8 年 6 月上旬～

第 1 回 令和 8 年 6 月 8 日
第 2 回 令和 8 年 7 月 30 日
(予定)

死因究明等推進計画検証等推進会議
(計 5 回程度開催予定)

計画(案)について国民からの意見聴取

令和 9 年 6 月頃
(持ち回り開催)令和 9 年度第 1 回死因究明等推進本部
((第 3 次) 死因究明等推進計画(案))

令和 9 年 7 月頃

(第 3 次) 死因究明等推進計画 閣議決定

死因究明等推進計画

令和6年7月

目 次

はじめに	1
1 現状と課題	
(1) 現状	2
(2) 課題	2
2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方	
(1) 死因究明等の到達すべき水準	5
(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方	5
3 死因究明等に関し講ずべき施策	
(1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第 10 条）	
（医師、歯科医師等の育成及び資質の向上）	7
（警察等の職員の育成及び資質の向上）	9
(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第 11 条）	10
(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第 12 条）	10
(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第 13 条）	12
(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第 14 条）	
（検案の実施体制の充実）	13
（解剖等の実施体制の充実）	15
(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用（法第 15 条）	
（薬物及び毒物に係る検査の活用）	16
（死亡時画像診断の活用）	17
(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第 16 条）	18
(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第 17 条）	
（死因究明により得られた情報の活用）	19
（死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進）	20
(9) 情報の適切な管理（法第 18 条）	21
4 推進体制等	
(1) 推進体制と本計画の見直し	22
(2) 中長期的な課題について	22

はじめに

死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）は、国民が安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与するものであり、高い公益性を有するものである。近年、一層の高齢化の進展に伴う死亡数の増加や新型コロナウイルス感染症の流行下においてみられたような新興感染症の脅威、大規模災害の発生リスク等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性は、引き続き高い水準にある。

死因究明等の推進体制については、これまで国において、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「法」という。）及び令和3年度に策定された死因究明等推進計画（以下「計画」という。）に基づき、大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備等の施策を図るとともに、令和5年2月末までには、全ての都道府県に死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）が設置されたほか、解剖のための施設や設備整備等のための各種補助制度の活用が進むなど、一定の成果が見られた。また、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震においては、過去の大規模災害の教訓、令和3年度に策定された計画に基づいた取組等により、関係機関で連携し、必要な検案体制を整えるなどの取組も見られたところである。

一方で、死因究明等に係る人材の育成及び確保、体制の効果的な運用等は、引き続き課題となっている。この点、法においては、施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないものとされている。

法に基づく計画の見直しに当たり、新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに死因究明等に関する施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行うため、令和5年度に、5回にわたり、死因究明等推進計画検証等推進会議が開催され、議論が行われた。

本計画は、施策の進捗状況や同推進会議での議論等を踏まえつつ、法において定めるものとされた死因究明等に関し講ずべき施策等について定めたものであり、国は、本計画に基づき、引き続き、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとする。

1 現状と課題

(1) 現状

我が国における年間死亡数は、高齢化により増加傾向にあり、平成15年に100万人を超え、令和4年には156万9,050人となっている。今後も年間死亡数は増加傾向を示すことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和22年には約166万5,000人にまで増加することが予想されている。

また、警察における死体取扱数（交通関係及び東日本大震災の死者を除く。）については、平成25年から令和3年までは年間約16万6千体から約17万6千体で推移していたところ、令和4年は19万6,103体、令和5年は19万8,664体と、いずれも19万6千体を上回っており、今後、我が国の年間死亡数の高まりとともに、更に増加していく可能性がある。

さらに、死亡場所に関して、近年は、医療機関以外の場所における死亡が増加傾向にあり、社会の変化すなわち家族や生活の有り様の変化による傾向の変化に引き続き注視する必要がある。

これらの死亡の死因究明等を行う体制については、依然として地域によって差異がある。

都道府県において解剖等を担う大学等の法医学教室の人員数については、令和4年5月1日現在5人以下の人員となっている県が31県あり、そのうち常勤の医師が1人以下である県が10県あるなど、人材の不足が顕著に見受けられる。加えて、今後法医学教室の常勤の医師の定年退職者の増加も見込まれている。

さらに、死因究明結果の活用についても、監察医解剖が行われている都府県では、監察医施設を中核として衛生行政の一環として死因究明を行った結果の分析や考察が公表されているが、それ以外の地域においては、こうした公衆衛生的観点からの分析等は未だほとんど行われていない状況にある。

こうした状況の中、法において、各地方公共団体は、死因究明等に係る施策の推進、検証及び評価を行うため、地方協議会を設けるよう努めることが規定されているところ、令和5年2月末までに、全ての都道府県に地方協議会が設置された。

(2) 課題

上述のとおり、死亡数の増加や、家族や生活の有り様の変化等により検案の実

施体制への負荷が増大することが見込まれるとともに、近年自然災害が繰り返し発生し、大規模災害も予見されるほか、新型コロナウイルス感染症の流行下においてみられたような新興感染症の脅威も存在している。しかしながら、我が国では未だに死因究明等の重要性が十分に認識され、充実した体制が取られているとは言い難い。その実施に係る人材の育成及び確保並びに体制整備は引き続き喫緊の課題である。

人材育成等の面においては、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であるところ、解剖を担う大学の法医学者を始めとした法医学教室の人員確保並びに検案する医師等の人材育成及び確保が急務となっている。とりわけ、各都道府県内の解剖を一手に引き受ける大学の法医学教室において、今後定年退職を迎える法医学者が更に増えていく見込みの中、未だ常勤の医師が1人で、解剖を補助する人材も少ない状況が見受けられるなど、その体制の脆弱性が課題となっている。また、医師の働き方改革に伴い、令和6年4月より医師の時間外・休日労働の上限規制が開始され、大学において臨床医の確保の必要性が高まる中であっても、法医学教室の人員確保が重要であることを再認識する必要がある。検案する医師についても、裾野の広がりが見られる一方で、死亡診断書と死体検案書の別が未だ十分に理解されているとは言い難いことから、広く臨床医等に対し、引き続き死亡診断書と死体検案書の使用場面の別を周知することで、検案する医師の負担を減少させることも重要である。また、依然として、検案する医師の高齢化や人員不足に悩まされている地方公共団体も少なくない。こうした死因究明等を担う人材を確保していくためには、死因究明等の公益性及び重要性を社会全体で共有するとともに、法医学者や検案する医師等の適切な処遇の確保を推進することや、法医学に携わる者の活躍の場やキャリアパスの確保も重要である。

また、死因究明等が適切に実施されるためには、人員の確保とともにその資質の向上も必要であり、検案及び死亡時画像診断に関する研修の充実や、大学の医学教育、歯学教育及び薬学教育における死因究明等に関する内容の充実が求められる。

さらに、我が国の死因究明等の質の向上及び体制強化を図るためには、これらを支える大学の教育及び研究体制を充実することが不可欠である。このため、大学間や学部間の連携を強化し、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備及び拡大を図っていくことも重要な課題である。

地域の体制面については、その実情に応じて、死因究明等の人材が確保され、専門的機能を有する体制が整備されるよう、各地方公共団体において必要な施

策が形成されることが求められる。そのためには、全ての都道府県に設置された地方協議会における議論をより活性化及び深化させることで、域内の関係者が課題を共有し、課題への迅速かつ的確な対応方策を立案し、連携して実行することが可能な人的基盤や、地方公共団体による独自の取組を実施する素地を作る必要がある。しかし、現状においては、地方協議会の都道府県ごとの活動の差は大きく、全国的な死因究明等に係る質の均てん化の観点からも、この活性化等を促すことは重要な課題である。

また、地震、津波、洪水等による大規模災害が発生した際には、検案及び身元確認のために、多大な人員を動員することとなるが、そのような状況はいつ、どこにおいても起こり得るものである。既に地方公共団体において地域防災計画が策定されているところであるが、各都道府県は、このような非常時に対応できるよう、地方協議会等を活用して、あらかじめ各都道府県の医師会、歯科医師会を始め、警察、保健所、郡市区等の医師会、歯科医師会等の実務を担う関係者が日頃から顔が見える関係性の構築に努めることも、効果的かつ効率的な体制の運用につながる必要な取組である。

死因究明において、医師によって解剖、検査等が必要と判断された場合には、その適切な実施が担保される体制が、全ての都道府県において構築される必要がある。現状では、地方公共団体において、公衆衛生の向上、増進等を目的とした、医師によって必要と判断された解剖、検査等の件数が少ない傾向が見られるほか、その実施の状況も地方公共団体によって差が大きく、得られた知見を社会に還元する機能に乏しいといえること等から、地域における死因究明体制が、少なくとも医師によって必要と判断された解剖、検査等が確実に行われる体制となるよう速やかに対応を推進することが必要である。また、解剖によって確実な死因を知ることは、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するものであることから、公衆衛生の向上、増進等を目的とした解剖の実施は、あくまで医学的見地からの判断に基づきつつも、遺族に寄り添うことで遺族感情の保護等に資する側面を有することを勘案する必要もあろう。

また、死因究明等の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、公衆衛生の向上、増進等のために活用され、災害、事故、犯罪、虐待等における被害の拡大防止や、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与するよう、広く一般に発信及び周知されることのほか、関係法令との整合性を図りつつ、検案結果や解剖結果、歯科診療情報等のデータベース化を進め、広く活用できるようにすることが重要である。

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(1) 死因究明等の到達すべき水準

死因究明等の推進は、安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会を実現することを目的とし、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、以下に示す水準を目指して行われるものとする。

- i) 死因究明等が、国及び地方公共団体を始めとする社会全体において、重要な公益性を有するものとして認識され、位置付けられること。
- ii) 必要と判断された死因究明等が、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえつつ、資源の不足等を理由とすることなく、実現される体制が整備されること。
- iii) 全ての死因究明等が、専門的科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に、適切に実施されること。
- iv) 死因究明の成果が、死者及びその遺族等の権利利益の擁護に資するとともに、疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用され、災害、事故、犯罪、虐待等における被害の拡大防止、予防可能な死亡の再発防止等にも寄与すること。

なお、令和3年度から定期的に、死因究明等に関する施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査を行っているところであるが、今後も引き続き、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態把握を行い、これらの到達すべき水準を満たすために必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。

(2) 死因究明等の施策の基本的な考え方

死因究明等に関する施策については、国及び地方公共団体が、法の基本理念にのっとり、到達すべき水準を目指して、法第10条から第18条までに掲げられた基本的施策の下に具体的な施策を策定し、実施することを基本とする。

国は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された具体的な施策を実施する責務を有する。

地方公共団体は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策

を策定し、実施する責務を有する。また、地方協議会を通じて、当該施策の実施を推進し、実施状況を検証及び評価するものとする。

なお、ここでいう地方公共団体とは、原則として都道府県を指すが、監察医制度や政令指定都市、中核市の有無等の地域の実情に応じて、市区町村単位で施策の推進や啓発を行う体制を構築することや、都道府県境を越えたより広域で連携を行うことも考えられる。

大学は、法の基本理念にのっとり、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策等を踏まえ、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

国、地方公共団体及び大学のみならず、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された国の施策及び地方公共団体の施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力することが求められる。

「3 死因究明等に関し講ずべき施策」に記載された施策の対象期間は、特に達成時期についての具体的な記載がある場合を除き、本計画策定後3年程度を目安とする。

3 死因究明等に関し講ずべき施策

(1) 死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）

（医師、歯科医師等の育成及び資質の向上）

- 文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。（文部科学省）
【施策番号1】
- 文部科学省において、医学、歯学、薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時まで学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。（文部科学省）
【施策番号2】
- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。（厚生労働省）
【施策番号3】
- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業等により、解剖や死亡時画像診断等の事例を収集するとともに、その成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質及び能力の向上を図る。（厚生労働省）
【施策番号4】
- 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質及び能力の向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。
また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。（警察庁、海上保安庁）
【施策番号5】
- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖、検

査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖等の結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号6】

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。(厚生労働省)

【施策番号7】

- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報について、日本医師会に委託してモデル的に収集及び分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。その際、より多くの情報を収集できるよう、医療機関等に対して本事業への協力を働きかけるとともに、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。(厚生労働省)

【施策番号8】

- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。(警察庁)

【施策番号9】

- 文部科学省において、日本医師会又は日本歯科医師会と連携した医師又は歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施及び協力について、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省)

【施策番号10】

- 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会と都道府県警

察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。(警察庁、海上保安庁)

【施策番号 11】

- 文部科学省において、医学部、歯学部及び薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。(文部科学省)

【施策番号 12】

- 文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について周知するため、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、法や本計画等の内容について、周知を図る。(文部科学省)

【施策番号 13】

- 厚生労働省において、研修医が死因究明に係る医師の社会的役割やその重要性を認識できる機会の創出に資するよう、臨床研修において保健医療行政の選択研修を行う場合に、法医解剖の実施施設を研修施設とすることも可能であることを医師臨床研修指導ガイドラインに明示するなどしてその周知を図る。(厚生労働省)

【施策番号 14(新規)】

(警察等の職員の育成及び資質の向上)

- 警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教育訓練を実施しているところ、これらの教育訓練がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実を図る。(警察庁)

【施策番号 15】

- 警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識及び技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成、配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の共有を図る。(警察庁)

【施策番号 16】

- 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。(海上保安庁)

【施策番号 17】

- 海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識及び技能の維持及び向上のための研修を実施しているところ、これら研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図る。(海上保安庁)

【施策番号 18】

- 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質及び能力の向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。(警察庁、海上保安庁)

【施策番号 19 (5の再掲)】

- 都道府県歯科医師会と都道府県警察との合同研修・訓練の実施に関する指針に基づき、警察において、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察の身元確認業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。

また、海上保安庁において、引き続き、都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。(警察庁、海上保安庁)

【施策番号 20(11の再掲)】

(2) 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備 (法第 11 条)

- 文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。(文部科学省)

【施策番号 21 (1の再掲)】

(3) 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備 (法第 12 条)

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるよう、地方公共団体に対し、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求める。

公衆衛生の向上、増進等に活用される体制整備の推進を図る方策として、例えば、各地方公共団体に対し、死因究明を行う専門的な機関である死因究明センターを設置し、検案及び解剖体制、薬毒物検査及び死亡時画像診断等の検査体制、それら事務を管理する体制づくりの方策を示すことや、地域医療対策協議会における地域枠医師等の活用の検討等の人材確保方策のほか、

限りある財源の中で、いかにして体制を整備していくか、具体例を掲示するなどして地方公共団体における検討を支援すること等が考えられる。(厚生労働省) 【施策番号 22】

- 厚生労働省において、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、各地方公共団体の取組の指針となる死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実を図り、その活用を促す。また、当該マニュアルを通じて、地方公共団体ごとの死因究明等の施策に関する計画の策定、法医等の人材の確保方策の検討等、地域の状況に応じた実効性のある施策の実施とその検証、評価及び改善のサイクルの形成を促す。(厚生労働省)

【施策番号 23】

- 厚生労働省において、死因究明等に関する各地方公共団体の実態を把握し、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、引き続き、定期的に、関係省庁の協力を得ながら、地方公共団体の負担を考慮しつつ、施策の実施体制、実績等に関する横断的な実態調査を行う。(厚生労働省)

【施策番号 24】

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。(厚生労働省)

【施策番号 25】

- 厚生労働省において、地方公共団体に対し、地域の状況を踏まえながら死因究明等の推進に向けた施策の議論が深められるよう、地方協議会の積極的な開催を促すとともに、必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、地方協議会における各都道府県内の対応可能施設等の把握及び連携の強化を図る取組を促すほか、地方協議会の下で開催される研修等への支援等、必要な協力を行う。(厚生労働省)

【施策番号 26】

- 関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関又は団体に対し、地方協議会の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。(厚生労働省、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁)

【施策番号 27】

- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案の実施体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁)

【施策番号 28】

- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁) 【施策番号 29】

(4) 警察等における死因究明等の実施体制の充実 (法第 13 条)

- 今後見込まれる死亡数の増加に対応すべく、警察庁において、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、警察署捜査員が現場の映像等を送信し、検視官が死体や現場の状況を確認することができる映像伝送装置の整備及び活用を推進するなど、一層効果的かつ効率的な検視官の運用を図る。(警察庁) 【施策番号 30】
- 警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成 24 年法律第 34 号。以下「死因・身元調査法」という。)に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整し、これらの解剖の委託経費に関する必要な見直しを行うなど、必要な解剖を確実に実施するための取組を推進する。(警察庁) 【施策番号 31】
- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。(警察庁) 【施策番号 32】
- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携を強化するとともに、検査に必要な体制を確保する。(警察庁) 【施策番号 33】
- 警察等において、必要な死亡時画像診断の確実な実施を図るため、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係を構築及び強化する。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号 34】
- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA 型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところであり、当該システムを適正かつ効果的に運用する。(警察庁) 【施策番号 35】
- 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要な DNA 型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。(警察庁) 【施策番号 36】

- 海上保安庁において、引き続き、検視等を担当する鑑識官の配置の拡充を図り、検視等の実施体制の充実を図る。(海上保安庁) 【施策番号 37】
- 海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識及び技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図る。(海上保安庁) 【施策番号 38 (17 の再掲)】
- 海上保安庁において、引き続き、死体取扱業務に必要な資機材等の整備を図る。(海上保安庁) 【施策番号 39】
- 海上保安庁において、引き続き、死因・身元調査法に基づく検査を適切に実施するため、都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の構築及び強化を図る。(海上保安庁) 【施策番号 40】
- 海上保安庁において、身元不明死体に係るDNA型鑑定、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化を図る。(海上保安庁) 【施策番号 41】

(5) 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実 (法第 14 条)

(検案の実施体制の充実)

- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における検案の実施体制の構築を推進するため、日本医師会による、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁) 【施策番号 42 (28 の再掲)】
- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。(厚生労働省) 【施策番号 43 (3 の再掲)】
- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業等により、解剖や死亡時画像診断等の事例を収集するとともに、その成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質及び能力の向上を図る。(厚生労働省)

【施策番号 44（4の再掲）】

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。（厚生労働省）

【施策番号 45（7の再掲）】

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。（厚生労働省）

【施策番号 46(25の再掲)】

- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報について、日本医師会に委託してモデル的に収集及び分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。その際、より多くの情報を収集できるよう、医療機関等に対して本事業への協力を働きかけるとともに、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。（厚生労働省）

【施策番号 47（8の再掲）】

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖、検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖等の結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。（警察庁、海上保安庁）

【施策番号 48（6の再掲）】

- 厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。（厚生労働省）

【施策番号 49】

- 厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、研究成果を取りまとめると

- ともに、地方公共団体への還元、周知等を図る。(厚生労働省)【施策番号 50】
- 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式や電子的交付について、関係省庁と連携して、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。(厚生労働省)
【施策番号 51】
 - 厚生労働省において、検案が専門的科学的知見に基づき適正に実施されるよう、検案に従事する臨床医等が、死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談することができる体制を、引き続き、全国的に運用し、より一層その普及啓発を進めるなど、相談体制の充実を図る。(厚生労働省)
【施策番号 52】
 - 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省) 【施策番号 53】

(解剖等の実施体制の充実)

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。(厚生労働省) 【施策番号 54(25の再掲)】
- 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査等を行うための施設及び設備を整備する費用を支援する。(厚生労働省) 【施策番号 55】
- 厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。(厚生労働省) 【施策番号 56(49の再掲)】
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省)
【施策番号 57(53の再掲)】

(6) 死因究明のための死体の科学調査の活用（法第 15 条）

（薬物及び毒物に係る検査の活用）

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。（厚生労働省） 【施策番号 58(25 の再掲)】
- 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査等を行うための施設及び設備を整備する費用を支援する。（厚生労働省） 【施策番号 59(55 の再掲)】
- 厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。（厚生労働省） 【施策番号 60(49 の再掲)】
- 厚生労働省において、死因究明に係る薬毒物検査が適切に実施できるよう、標準品の整備なども含め、各地域における死因究明等の体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促すための方策を検討し、必要な支援を行う。（厚生労働省） 【施策番号 61】
- 警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。（警察庁） 【施策番号 62 (32 の再掲)】
- 警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等を図るほか、必要があると認める場合には、科学捜査研究所における定性検査を実施するなど薬毒物検査の適切な実施を図る。（警察庁） 【施策番号 63】
- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携を強化するとともに、検査に必要な体制を確保する。（警察庁） 【施策番号 64(33 の再掲)】
- 海上保安庁において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底を図るほか、引き続き、必要があると認める場合には、確実に薬毒物に係る定性検査の実施を図る。（海上保安庁） 【施策番号 65】

- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省)

【施策番号 66(53 の再掲)】

(死亡時画像診断の活用)

- 厚生労働省において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上、増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう、持続可能な体制の検討及び整備を促し、必要な協力を行う。(厚生労働省) 【施策番号 67(25 の再掲)】
- 厚生労働省において、各地域における死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等について、感染症対策に対応した解剖、死亡時画像診断、薬毒物及び感染症等の検査等を行うための施設及び設備を整備する費用を支援する。(厚生労働省) 【施策番号 68(55 の再掲)】
- 厚生労働省において、検案において疾病の予防及び治療を始めとする公衆衛生の向上及び増進のために必要と判断された解剖、死亡時画像診断及び検査が的確に実施されるよう、引き続き、異状死死因究明支援事業により、必要な費用を支援する。(厚生労働省) 【施策番号 69(49 の再掲)】
- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実に努めるとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。(厚生労働省) 【施策番号 70 (7 の再掲)】
- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報について、日本医師会に委託してモデル的に収集及び分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関しても警察庁等と連携を図り、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。その際、より多くの情報を収集できるよう、医療機関等に対して本事業への協力を働きかけるとともに、検証した結果に基づき、死亡時画像診断に関する研修用の資料を作成するほか、研修内容に反映させる。(厚生労働省) 【施策番号 71 (8 の再掲)】

- 警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携を強化するとともに、検査に必要な体制を確保する。(警察庁) 【施策番号 72 (33 の再掲)】
- 警察等において、必要な死亡時画像診断の確実な実施を図るため、死亡時画像診断を実施する病院等との協力関係を構築及び強化する。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号 73 (34 の再掲)】
- 文部科学省において、地方において実施する検案、解剖、薬毒物検査等の実施体制の充実に係る取組に関し、地方公共団体等からの要請に基づき、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。(文部科学省) 【施策番号 74 (53 の再掲)】

(7) 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備 (法第 16 条)

- 関係省庁において、大規模災害の発生等に備えた各地域における身元確認体制の構築を推進するため、日本歯科医師会による、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等を始めとした必要な協力を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省、海上保安庁) 【施策番号 75 (29 の再掲)】
- 警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たって、DNA型記録の照会及び歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を構築したところであり、当該システムを適正かつ効果的に運用する。(警察庁) 【施策番号 76 (35 の再掲)】
- 警察において、身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等を図る。また、必要に応じて法医学教室等の関係機関とも連携を図る。(警察庁) 【施策番号 77 (36 の再掲)】
- 厚生労働省において、歯科医療機関が保有する歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けて、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら、「口腔診査情報標準コード仕様」により標準化した口腔診査情報を効果的かつ効率的に収集するための方策について、関係法令との整合性を図りつつ個人情報等の取扱いも含めて検討するとともに、全国の歯科医療関係者に周知を行うなど、標準化された歯科診療情報を

収集及び活用するための整備を図る。また、レントゲン画像等の電子カルテ等に保存されている口腔診査情報以外の歯科診療情報の活用の可能性についても検討を行う。(厚生労働省) 【施策番号 78】

- 海上保安庁において、身元不明死体に係るDNA型鑑定、歯牙の調査等を実施する必要があると認めるときは、それらを確実に実施できるよう、引き続き、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化を図る。(海上保安庁) 【施策番号 79(41の再掲)】

(8) 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進(法第17条)

(死因究明により得られた情報の活用)

- 警察等において、死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号 80】
- 厚生労働省において、解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースを構築し、その登録件数を拡大させるとともに、より幅広い利用者及び利用目的による運用の可能性について検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。(厚生労働省) 【施策番号 81】
- 厚生労働省において、引き続き、異状死死因究明支援事業等により、解剖や死亡時画像診断等の事例を収集するとともに、その成果を検証し、その結果を、検案する医師を対象とした専門的な死体検案研修等に反映すること等により、検案する医師の資質及び能力の向上を図る。(厚生労働省) 【施策番号 82(4の再掲)】
- 警察において、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質及び能力の向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を進める。
また、海上保安庁において、引き続き、都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画機会の拡充を図るとともに、取扱事例の紹介を行うなどの協力を積極的に行う。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号 83(5の再掲)】
- 死亡時画像を読影する医師及び撮影する診療放射線技師の資質の向上を図るため、各都道府県において開催される研修等について、警察においても、

死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力を進める。(警察庁)

【施策番号 84 (9の再掲)】

- 検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖、検査等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元する。

また、死亡時画像を読影する医師が、解剖等の結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖等の結果について、捜査への影響等に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元する。(警察庁、海上保安庁)

【施策番号 85 (6の再掲)】

- 厚生労働省において、死因等に関する情報を正確に把握し、効果的に施策に反映することができるよう、死亡診断書(死体検案書)の様式や電子的交付について、関係省庁と連携して、政府全体のデジタル化の取組も踏まえながら検討を進め、実現可能な体制等の方向性を示す。(厚生労働省)

【施策番号 86 (51の再掲)】

- こども家庭庁において、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業について、同事業から得られた体制整備に関する課題を検討し、その結果を反映させながら推進する。あわせて、同事業における好事例の横展開や予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))に関する普及啓発を図る。こうした取組を通じて、関係法令の趣旨、CDRの必要性及び重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、CDRの体制整備に必要な検討を進めていく。(こども家庭庁、厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省、海上保安庁)

【施策番号 87】

- こども家庭庁において、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関及び法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報を共有することについて周知を図る。(こども家庭庁)

【施策番号 88】

(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)

- 司法解剖等の犯罪捜査の的行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者につ

いての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。(警察庁、法務省、海上保安庁) 【施策番号 89】

○ 犯罪捜査の行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努める。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号 90】

○ 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努める。(警察庁、海上保安庁) 【施策番号 91】

○ 遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書(死体検案書)の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることを死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルに記載しているところ、日本医師会等を通じてその旨を周知する。(厚生労働省) 【施策番号 92】

(9)情報の適切な管理(法第18条)

○ 死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。(厚生労働省、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、海上保安庁) 【施策番号 93】

4 推進体制等

(1) 推進体制と本計画の見直し

法第19条第7項においては、政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととされている。

本規定に基づき、国は、本計画策定後3年を目途に、本計画に検討を加え、必要に応じて見直すこととする。加えて、死因究明等を巡る状況変化を的確に捉えた上で施策を推進することが重要であることから、関係省庁間において各施策について少なくとも毎年1回のフォローアップを行い、必要な改善方策について検討する機会を、引き続き設けることとする。

(2) 中長期的な課題について

「3 死因究明等に関し講ずべき施策」において記載したとおり、本計画においては、引き続き、国が死因究明等の実務の主体となる地方公共団体や大学の体制等について基礎的な調査を行い、我が国の死因究明等の状況について一定の指標により実態を把握することとしている。把握したデータに基づき、今後、国において施策の評価や地域間の比較を行い、必要な人材確保、体制整備等についてより明確化することを目指す。その中で、法医学や検案に対する関心の拡大を図りながら、法医学者や検案する医師等の人材のキャリアパスを含めた処遇や、解剖や検案等を補助する人材への法医学教育等の実施を含めた育成及び確保の推進、法医学教室等の地域の死因究明等を担う機関への支援の在り方についても検討することとする。また、新興感染症の脅威を踏まえ、検視又は調査、身元確認、検案、解剖等に携わる者の安全確保に向けた方策についても引き続き検討するほか、地方協議会等を活用した、地方公共団体横断的な取組のあり方についても検討する。

さらに、政府においてデジタル社会の実現に向けた様々な情報共有及び活用の検討が進められる中で、検案する医師が、死者の医療情報を迅速かつ確実に把握できるような、検案の高度化等を図る仕組みの構築の可能性についても、検討を加えていくこととする。

死因究明等推進計画の推進状況（死因究明等に関し講ずべき施策（9項目）） （令和8年5月末現在）

1 死因究明等に係る人材の育成等

検案医

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案する医師の検案能力の向上を目的とした「**死体検案研修会**」を実施
【修了者数】R6年度：630人（基礎）、61人（上級）
R7年度：553人（基礎）、87人（上級）

CT等

- 厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師等の読影能力向上等を目的とした「**死亡時画像診断研修会**」を実施
【修了者数】R6年度：584人（医師）、622人（診療放射線技師）
R7年度：599人（医師）、780人（診療放射線技師）

検視官等

- 警察及び海上保安庁において、検視官・鑑識官を対象とした研修や都道府県警察と都道府県医師会による合同研修会等（※）を実施
※【開催実績】R6年度：86回、R7年度：125回

2 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

大学

- 文部科学省において、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援（基礎研究医養成活性化プログラム等）

3 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会

- 厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の開催等を促進
【地方協議会を設置した都道府県数】
R5年2月末時点：47都道府県（令和7年度末時点も同じ）

解剖等拠点

- 厚生労働省において、**死因究明拠点整備モデル事業**により、各地域における解剖・検案体制の構築を推進
【実施状況】
R6年度：2都道府県1大学、R7年度：1都道府県3大学

4 警察等における死因究明等の実施体制の充実

解剖

- 警察及び海上保安庁において、必要な**解剖**を確実に実施
【解剖件数】R6年：司法解剖10,639件、調査法解剖3,535件
R7年：司法解剖10,551件、調査法解剖3,907件

検視

- 警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる**映像伝送装置**の整備・活用を推進

鑑識

- 海上保安庁において、検視等を担当する**鑑識官を配置**
【鑑識官配置海上保安部署数】R6年度：100部署、R7年度：99部署

5 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

解剖等費用

- 厚生労働省において、**異状死死因究明支援事業**により、都道府県が実施する解剖等の実施に財政支援
【補助件数】R6年度：40都道府県、R7年度：39都道府県

解剖室CT室等

- 厚生労働省において、**死亡時画像診断システム等整備事業**により、死因究明のための解剖等に必要な施設・設備の整備に財政支援
【補助件数】R6年度：10都道府県、R7年度：14都道府県

6 死因究明のための死体の科学調査の活用

検査拠点

- 厚生労働省において、**死因究明拠点整備モデル事業**により、各地域における薬毒物検査の体制構築を推進
【実施状況】R6年度：1大学（旭川医科大学）、R7年度：1大学（大阪大学）

薬毒物CT

- 警察及び海上保安庁において、必要な**薬毒物検査**や**死亡時画像診断**を確実に実施
【薬毒物検査実施件数】
R6年：19万1,256件、R7年：19万3,257件
【死亡時画像診断実施件数】
R6年：2万418件、R7年：2万105件

7 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

9 情報の適切な管理

DNA等

- 警察において、DNA型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認を行う「**身元確認照会システム**」を適正かつ効果的に運用
【身元不明死体の身元確認件数】R6年：132件、R7年：118件

CDR

- 子ども家庭庁において、CDR（Child Death Review：予防のための子どもの死亡検証）の体制整備に向け、「**予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業**」を実施
【実施自治体数】R6年度：10都道府県、R7年度：10都道府県

情報管理

- 関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知

死因究明等に関する施策の取組状況について

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

我が国における死亡数の推移

- 我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和6年は160万5千人（概数）にまで達している。
- 今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万5千人にまで増加すると推計されている。



※ 令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）による。

解剖実施体制

- 警察及び海上保安庁における取扱死体は、平成30年17万441体、令和6年20万7,919体で、近年増加傾向。
- 警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令和6年までの間の解剖数をみると、平成25年以降増減を繰り返しており、近年は増加傾向にある。

警察及び海上保安庁の取扱死体における解剖実施件数等の推移



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

※ 解剖率は、警察及び海上保安庁が取り扱った死体における解剖数を、警察及び海上保安庁が取り扱った死体数で除して算出している。

令和6年7月「死因究明等推進計画」のポイント

- 令和2年4月「死因究明等推進基本法」施行 → 令和3年6月「死因究明等推進計画」策定
※政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。（死因究明等推進基本法第19条第7項）
- 令和6年7月（第2次）死因究明等推進計画 閣議決定

ポイント

- **死因究明等に係る人材の育成、確保方策**
 - ・ 検案医の増加、資質向上等を目的とした死体検案研修会
 - ・ 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- **死因究明等に係る専門的な機関の全国的な整備方策**
 - ・ 地方公共団体の体制整備推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
 - ・ 地方協議会の運営マニュアルの充実
 - ・ 地方協議会の積極的開催、解剖等対応可能施設の把握、協議会による研修等への支援 等
- **その他**
 - ・ 地域の死因究明等・薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
 - ・ 検案医が死者の医療情報を迅速、確実に把握できるような仕組みの可能性の検討 等

【死体検案講習会事業】

1. 目的

臨床医等の検案能力の向上

2. 講習内容（上級）



座学中心

- ・死体検案に関する法令
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法 など



実習

監察医務機関や各大学法医学教室
などにて現場実習

【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、検案に従事する機会が多い臨床医等を対象に、大規模災害時への対応等を含む検案能力の向上を図ることを目的とした死体検案研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、医療関係団体等を通じて広く医師に対して参加を働きかけ、警察等の検視又は調査への立会いをする医師や、検案する医師を含め、当該研修を修了した者の数を増加させる。



○令和2年度以降

・新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド形式の講義を導入

○令和2年度～4年度

・毎年度、受講者の募集人員を増加

修了者数実績

令和元年度	基礎176名	上級87名
令和2年度	基礎484名	上級0名
令和3年度	基礎543名	上級183名
令和4年度	基礎505名	上級84名
令和5年度	基礎484名	上級73名
令和6年度	基礎630名	上級61名
令和7年度	基礎553名	上級87名

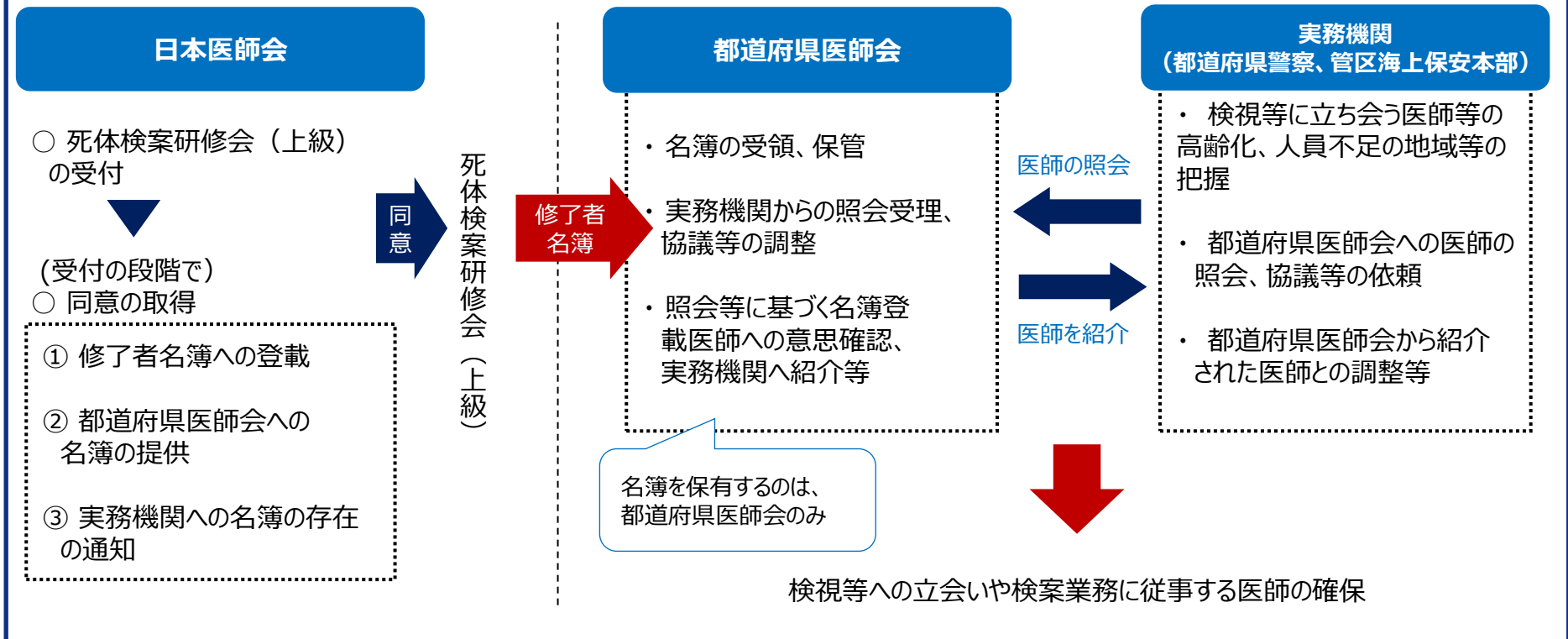
死因究明等に係る人材の育成・活用等②

【検案する医師等の確保に向けた死体検案研修会修了者の活用に係る取組】

1 事業の目的

死体検案研修会（上級）の修了者を検案等する医師として確保するため、都道府県医師会と実務機関（都道府県警察及び管区海上保安本部）の間において、医師の照会や協議等を行う仕組みを設定し、その取組を活性化する。

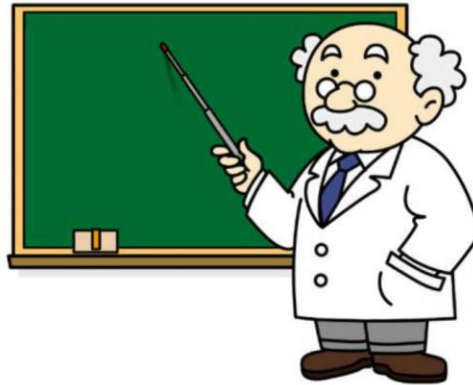
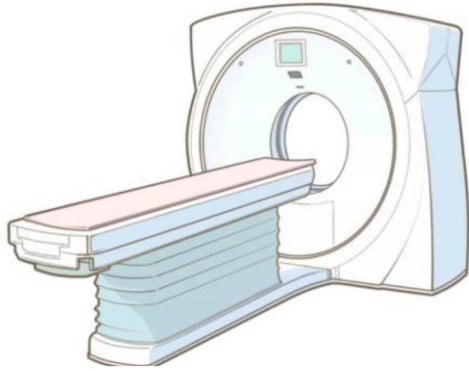
2 事業の概要・スキーム



死因究明等に係る人材の育成・活用等③

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



【死因究明等推進計画】

厚生労働省において、日本医師会に委託して、死亡時画像診断を行う医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術の向上を図ることを目的とした死亡時画像診断に関する研修会を実施しているところ、引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容及び方法の充実を図るとともに、当該研修を修了した医師及び診療放射線技師の数を増加させる。

修了者実績

令和元年度	医師118名	診療放射線技師71名
令和2年度	医師148名	診療放射線技師139名
令和3年度	医師263名	診療放射線技師263名
令和4年度	医師756名	診療放射線技師598名
令和5年度	医師710名	診療放射線技師536名
令和6年度	医師584名	診療放射線技師622名
令和7年度	医師599名	診療放射線技師780名



- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、オンデマンド方式の講義を導入
- 令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報を収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、研修マニュアルの改善に活用する。

【医師臨床研修指導ガイドラインの改訂】

第2章 実務研修の方略

Ⅱ 実務研修の方略

臨床研修を行う分野・診療科

<必修分野>

⑫ 選択研修として、保健・医療行政の研修を行う場合、研修施設としては、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、健診・検診の実施施設、国際機関、行政機関、矯正機関、産業保健の事業場等が考えられる。また、法医の研修を行う場合の研修施設としては、法医解剖の実施施設が考えられる。

<解説>

必修分野及び一般外来以外の分野の研修期間中、下記の研修目的と研修方法を参考に上記施設での研修が実施できるよう、研修医の希望に応じた研修環境を臨床研修病院が整備することが望ましい。

※保健所等は地域医療研修の中で1～2日の研修を行うことは可能。

9) 法医解剖の実施施設

研修目的：死因究明における医師の社会的役割を認識するとともに、その業務の実際を学ぶ。

研修方法：大学法医学教室、監察医務機関その他の法医解剖を実施している施設において、死因究明の社会的意義や制度に関する講義を受けた後に、死体検案、法医解剖、死後画像検査、薬毒物検査、死因判定等の各プロセスにおける高度な知識・技能習得に向けた実務研修を行う。

死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備①

【死因究明拠点整備モデル事業】

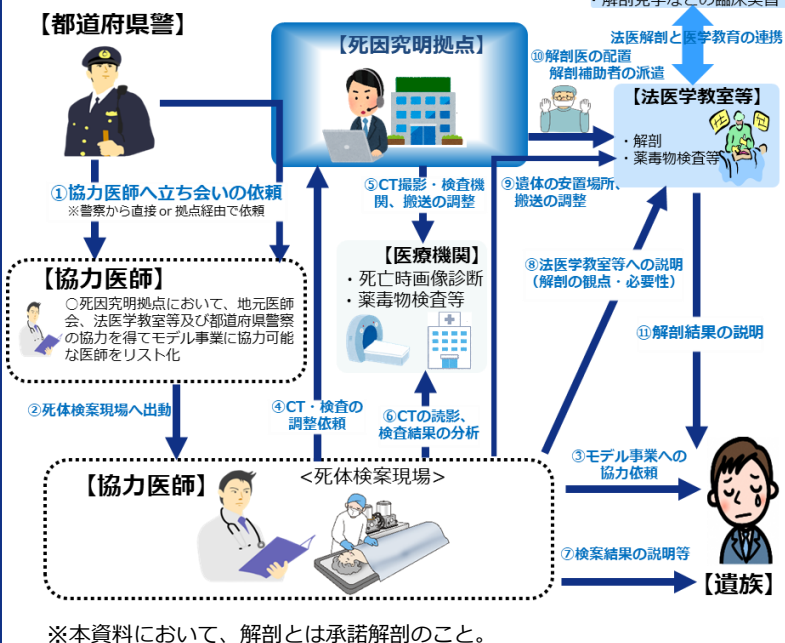
1 事業の目的

死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるとともに、その体制が継続的に維持されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルとして、検案・解剖拠点モデル、薬毒物検査拠点モデルを形成することを目的とする。

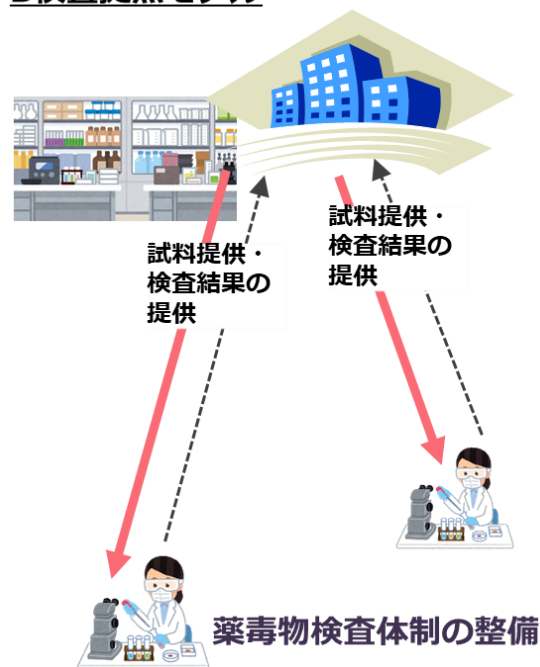
2 事業の概要・スキーム

地方公共団体や大学法医学教室等への委託により、各地域の状況に応じた死因究明体制として、**A検案・解剖拠点モデル**、**B検査拠点モデル**を整備する。拠点整備の成果は、今後自治体向けのマニュアル等に反映し、横展開を図る。

A検案・解剖拠点モデル



B検査拠点モデル



3 実施主体等

- 実施主体
Aモデル 都道府県、大学
Bモデル 大学
- 補助率
国：10/10
- 補助基準額
Aモデル 12,755千円
Bモデル 9,534千円
- 事業実績
厚生労働省HP参照

死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備②

【死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要】

1. 本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を定める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4. 地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

厚生労働省HP：[死因究明等推進地方協議会](#) | [厚生労働省](#)

6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7. 地方協議会における 現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築
(茨城県筑波剖検センター)
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10. 支援制度など国の取組の紹介

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実①

【異状死死因究明支援事業】

1 事業の目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

2 事業の概要

(補助対象)

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 薬毒物検査の実施
- ④ 感染症検査（PCR検査）の実施

⑤ 遺体搬送の実施【R7補正】

⇒解剖等の実施にあたっては、遺体安置場所等から解剖等実施施設への遺体搬送が必要となるが、警察の判断によらない解剖等については、遺体搬送にあたって別途搬送業者の手配が必要となる。そのため、本事業のメニューとして、【遺体搬送】に係る経費を新たに追加する。

⑥ 感染防護等消耗品の整備【R7補正】

⇒公衆衛生の向上等を目的に、感染症等に冒されている疑いのある遺体に対する解剖等が行われることもあるが、死因究明等の実施体制を維持するためにも、解剖医等自身が遺体からの感染を防ぐことが重要である。そのため、【感染防護等消耗品】に係る経費を新たに追加する。

⑦ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催

⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等整備【R7補正】

⇒我が国は大規模災害等による多数の死者発生リスクに直面しているが、実際に大規模災害等が発生した際に、検案する医師においてより迅速な検案作業を可能とし、死亡に係る手続（①死体検案書の発行、②死亡届の提出、③火葬許可、④埋葬許可等）の円滑化、ひいては、死因究明等推進基本法の目指す「個人の尊厳が保持される社会の実現」へ寄与することができるよう、大規模災害発生等に備えた検案体制の構築を推進するための訓練に必要な資器材を含め、大規模災害時等の検案作業に必要な資器材等の整備に係る経費を新たに追加する。

⑨ 死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修の実施【R7当初・補正】

3 実施主体等

(1) 実施主体 都道府県等

(2) 補助率 国：1/2

(3) 補助基準額

① 行政解剖	200千円/件	② 死亡時画像診断	54千円/件
③ 薬毒物検査	80千円/件	④ PCR検査	10千円/件
⑤ 遺体搬送	30千円/件	⑥ 感染防護等消耗品	5千円/件
⑦ 地方協議会	340千円/回	⑧ 大規模災害時等における死体検案に係る資器材等	90千円/施設
⑨ 地方協議会の下での研修	420千円/回		

(4) 本事業を活用した都道府県数 ※令和6年度は交付決定した都道府県数

R4年度 31、R5年度 30、R6年度 40、R7年度 39

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実②

【解剖・死亡時画像診断等に係る施設・設備整備事業】

1 事業の目的

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設や設備を導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

①設備整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備又は医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）の支援

②施設整備

死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室）の支援



3 実施主体等

- (1) 実施主体
都道府県、市町村等及び
その他厚生労働大臣が認める者
- (2) 補助率
国：1/2
- (3) 補助基準額
(※R7時点、詳細は交付要綱参照)
 - ①設備整備
 - ・死亡時画像診断室 37,180千円
 - ・解剖室等 53,700千円
 - ②施設整備
 - ・死亡時画像診断室 69,984千円
 - ・解剖室等 173,694千円
- (4) 本事業を活用した都道府県数
令和5年度 10
令和6年度 10
令和7年度 14
※令和7年度は交付決定した都道府県数

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実③

【死体検案医を対象とした死体検案相談事業】

- 監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っている。
- 死因究明推進計画においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制が必要。



- より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要

～R元年度

歯科診療情報の標準化に関する実証

- ・口腔状態標準データセットを基に「口腔診査情報標準コード仕様」を策定
- ・ベンダー各社に「口腔診査情報標準コード仕様」を提供し、レセプトコンピューター用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を検証
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」を用いたモデル事業を実施しその実用性について検証、厚生労働省標準規格取得に向けた検討
- ・「口腔診査情報標準コード仕様」の新たな利活用方法について検討開始
- ・歯科健診データの「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準化の検証
- ・実在する歯科健診情報を当該コード仕様により標準化して出力し、集計、分析に関する検証

「口腔診査情報標準コード仕様」のメンテナンス

- ・当該コード仕様の維持・管理のための必要な修正等のメンテナンス

R2～6年度

「口腔診査情報標準コード仕様」の標準規格化

- ・令和3年3月26日に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認められた。

歯科診療情報による身元確認のためのデータベースの構築に向けた調査・検証

- ・「口腔診査情報標準コード仕様」に準拠した標準データの収集方法の検討、利用・活用等に関する検討
- ・レントゲン画像の活用等に向けた実態調査
- ・レセプトデータを用いた「レセプト変換モデル」によるデータ収集を想定した場合の精度検証
- ・個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等に関する調査・検討
- ・歯科診療情報以外のデータ(レントゲン画像等)の活用に向けた実態調査

歯科情報の標準化に関する普及啓発

- ・歯科医療関係者を対象に歯科情報標準化の意義や必要性等の理解向上を目的とした研修会を実施

R7年度

歯科診療情報を用いた身元確認に関する調査・検討

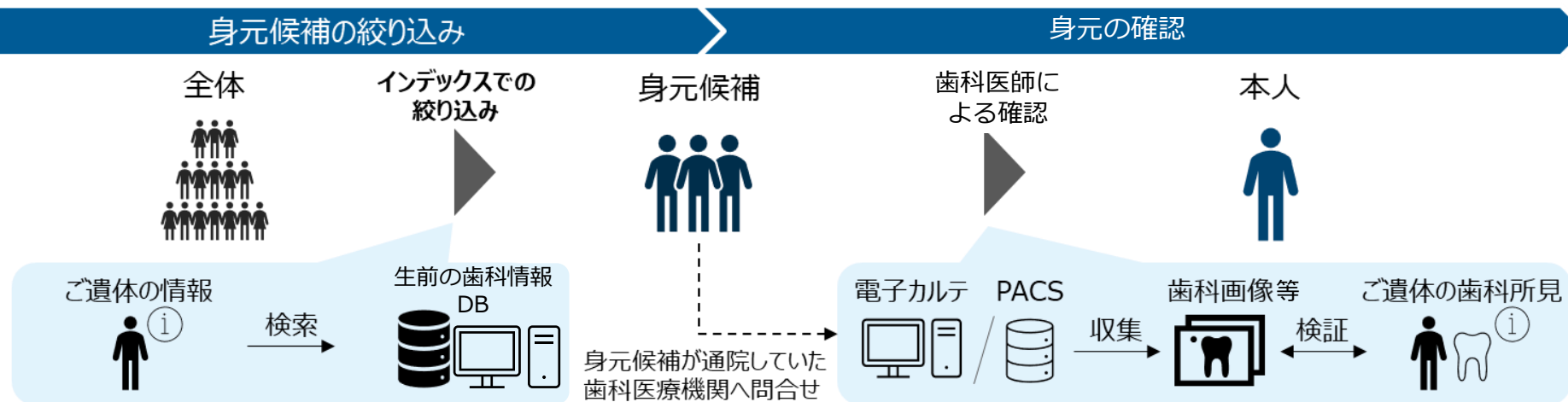
歯科診療情報以外のデータ(レントゲン画像等)の活用に向けた検討

- ・電子カルテ情報共有サービスにおける歯科情報の検討
- ・画像データを収集する場合の検討
- ・将来的な画像活用のあり方

歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要

- 標準形式で保存された歯科情報（生前）のデータベース構築により、データベースの情報と身元不明遺体のデンタルチャート（死後情報）の突合が可能となり、大規模災害等において効率的な身元確認につながることを期待される。
- レントゲン等の画像情報については、デンタルチャートで候補者を絞り込んだ上で、歯科医療機関から画像情報を収集し、歯科医師が確認することで、身元の確定につなげることが可能である。
- 一方で、生前の歯科情報データベース構築には、歯科医療機関からの歯科情報の収集方法、コストも含めた維持管理等の課題がある。

<イメージ>



出典：令和6年度 「歯科情報のデータベース構築に係る検証事業」報告書 一部改変

- 歯科情報を踏まえた身元確認の方法については、引き続き調査検討事業を通じて検討を進めていく。
- なお、現在、政府では全国で傷病名等の医療情報を共有する仕組みとして、「電子カルテ情報共有サービス」の構築を進めており、歯科・医科の医療機関間等での連携を図る観点から、今後、歯科医療に関する情報の登録についても検討することとしている。

参考資料

死因究明等推進基本法の概要①

目的【第1条】

死因究明等（死因究明及び身元確認）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながる事、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
- ③ 大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 法制上の措置等【第8条】 ○ 年次報告【第9条】

死因究明等推進基本法の概要②

基本的施策【第10条～第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、
資質の向上、適切な処遇の確保等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し（ローリング）

死因究明等推進本部【第20条～第29条】 厚生労働省に設置

- ・死因究明等推進計画の案の作成
- ・施策について必要な関係行政機関相互の調整
- ・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視

【組織】本部長：厚生労働大臣、本部員（10名）：本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

死因究明等の目的（基本理念）・定義・方法

項目	内容
1. 死因究明等の目的	①高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえた死因究明等の推進とその疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進への活用
	②災害、事故、犯罪、虐待等の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明等の推進とそれらの被害拡大や再発防止への寄与
2. 死因究明等の定義	①死因究明 死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすること
	②身元確認 人の身元を明らかにすること
	③死因究明等 死因究明及び身元確認をいう
3. 死因究明等の方法	①死亡に係る診断
	②死体の検案
	③解剖
	④検視
	⑤その他の方法（死亡時画像診断、薬毒物検査）

解剖の種類

- 解剖は、死因究明の方法として最も有効とされており、事件性等の観点から行われる司法解剖や調査法解剖のほか、感染症疑いの死体について、死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合など、公衆衛生等の観点から行われる監察医解剖や承諾解剖等もある。

警察等の捜査・調査

司法解剖：犯罪死体又は犯罪の疑いがある死体を対象に刑事訴訟法の規定に基づき行われる解剖。

調査法解剖：死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼす事象に起因するものであるかどうかを判断する上で、解剖を実施することが特に必要と認められる死体を対象に死因・身元調査法※の規定に基づき行われる解剖。

※警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

公衆衛生の向上・増進

監察医解剖：死体解剖保存法の規定に基づき、伝染病、中毒又は災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため、監察医により行われる解剖。

承諾解剖：そのほか、死因が不明な死体等について、遺族の承諾を得て、医師等により行われる解剖。

死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）の概要

人材育成等

- 死体検案研修会等による検案医の増加と資質向上等
- 法医解剖実施施設等で臨床研修の選択研修が可能であることの周知
- 研修による警察等職員の育成等

教育及び研究の拠点の整備

- 大学を通じた教育・研究拠点整備の取組支援

警察等における実施体制の充実

- 検視官、鑑識官の効果的・効率的な運用
- 必要な解剖、薬毒物検査、死亡時画像診断等の確実な実施
- 適正かつ効果的な身元確認の推進

死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- 地域の死因究明等の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 解剖、画像診断、検査や施設設備整備の費用支援
- 死亡診断書の様式、電子的交付の検討
- 検案する医師が法医学者に相談できる体制の充実

死体の科学調査の活用

- 地域の薬毒物検査の持続可能な体制の検討、整備の促進
- 死亡時画像診断の活用に係る費用の支援、研修会等による医師、診療放射線技師の増加と資質向上等

専門的な機関の全国的な整備

- 公衆衛生に活用される地方公共団体の体制整備の推進支援（死因究明センターの設置、地域枠の活用等の助言）
- 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの充実
- 死因究明等推進地方協議会の積極的な開催、解剖等対応可能施設等の把握、協議会による研修等への支援等
- 大規模災害等に備えた体制の構築推進

身元確認のための死体の科学調査の充実等

- 歯科所見による身元確認のためのデータベース構築の検討

情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 解剖等データベース運用の実現可能な体制等の方向性
- 予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の課題検討、好事例の横展開、普及啓発等を推進
- 遺族等への丁寧な説明の促進

情報の適切な管理

- 情報管理の重要性の周知徹底による適切な管理

歯科診療に関する情報連携について

現状・課題

- 歯科診療に関する情報は、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間で文書による診療情報の提供・共有が行われている。
- 第23回WGにおいて歯科診療に関する情報連携について、整理するとされたことを踏まえ、歯科における医療機関間の情報連携・共有の現状や標準化する事項等について検討を行った。
- 医科歯科連携における診療情報や検査結果の提供・共有は、以下の場合などで行われている。
 - ・ がん等の手術の前後に周術期等口腔機能管理やリハビリテーションを行う患者の回復期等口腔機能管理を行う場合
 - ・ 観血的処置等の侵襲の高い歯科治療や患者の状態を把握する必要がある有病者等の歯科治療を行う場合
- 歯科治療の情報については、専門性の高い治療が必要な場合や患者の転居などによる転院等において、歯科医療機関間で診療情報の提供・共有が行われている。
- これらの診療情報の提供・共有に関する文書作成は、診療録に記載されている内容を再度記載する必要があり、時間を要するため、電子的に共有・連携を行うことで効率的に診療を進めることが可能となると考えられる。
- また、歯科疾患の管理において、患者に対して口腔状態、治療計画、指導内容等に関する文書（紙）が提供されており、文書作成負担が大きく、また患者にとっては文書の管理が難しい状況となっている。これらの文書も、診療録の記載から転記される内容も多いため、診療情報を標準化し電子的に作成、患者へ提供できるようになると効果的・効率的な歯科医療の提供につながると考えられる。

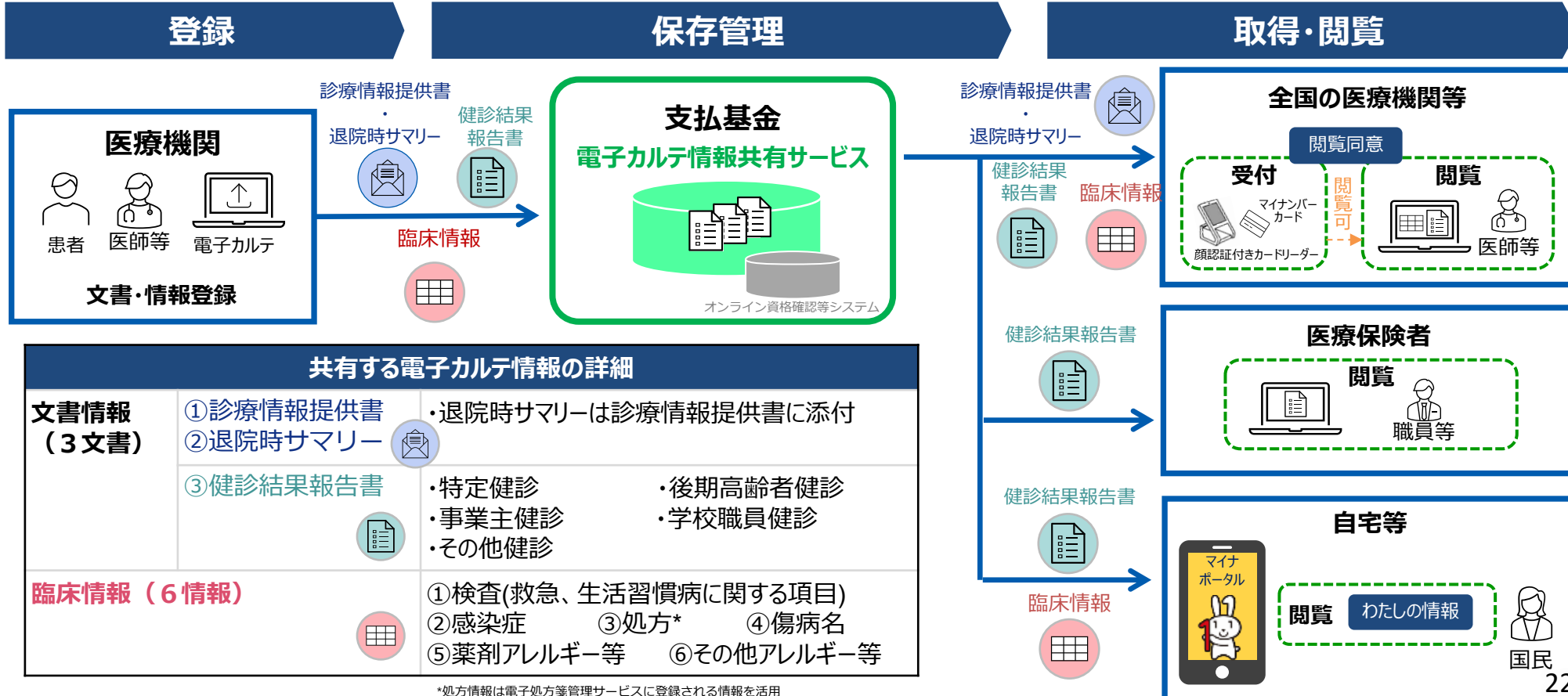
対応案

- **文書情報**：診療情報提供書（周術期等の情報提供も含む）について、**歯科医療機関での送受信を行えるようしてはどうか。**
- **臨床情報**：医科の5情報については、全国的な運用開始当初において歯科医療機関では閲覧可能となる。**今後、5情報について歯科医療機関からの登録の必要性から検討を行ってはどうか。**さらに、傷病名は歯科の傷病名（歯種も含む。）についても検討するとともに、歯科固有の情報である各歯の修復物・補てつ物等の情報についても検討を行ってはどうか。
- **患者サマリー**：口腔の状態（各歯の傷病名・修復物・補てつ物等の情報も含む）、療養上の計画・アドバイス等の掲載について検討を行ってはどうか。
- 必要に応じて関係者のヒアリング等を実施したうえで、歯科固有の情報の共有・連携する範囲・粒度や進め方について検討した上で、**必要な項目について順次標準化（FHIRプロファイルの検討・策定等）を行うこととしてはどうか。**

電子カルテ情報共有サービスの概要

制度の概要

- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにするサービス。
 - ・ 医療機関間で診療情報提供書や検査結果等を電子的に共有。
 - ・ 医療機関から医療保険者に健診結果報告書の情報を提供。
 - ・ 患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書等の情報を閲覧。
- ※ 全国10地域でモデル事業を実施中。



共有する電子カルテ情報の詳細		
文書情報 (3文書)	①診療情報提供書 ②退院時サマリー ③健診結果報告書	・退院時サマリーは診療情報提供書に添付 ・特定健診 ・事業主健診 ・その他健診 ・後期高齢者健診 ・学校職員健診
臨床情報 (6情報)		①検査(救急、生活習慣病に関する項目) ②感染症 ③処方* ④傷病名 ⑤薬剤アレルギー等 ⑥その他アレルギー等

*処方情報は電子処方箋管理サービスに登録される情報を活用

第1 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

【施策番号27】

関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関又は団体に対し、地方協議会の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

〔取組状況〕

- 法務省において、平成26年9月に、全国の地方検察庁に対し、都道府県等から死因究明等推進地方協議会への参加等の協力要請があった場合にはこれに適切に応じるよう文書を発出して周知
 - その後も、協力要請があった場合には適切に応じるよう、全国の検察庁の幹部が集まる機会など、様々な機会を捉えて周知等
- 引き続き、死因究明等推進地方協議会の開催状況等を踏まえて、適切に対応

第2 死因究明により得られた情報の活用

【施策番号87】

こども家庭庁において、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業について、同事業から得られた体制整備に関する課題を検討し、その結果を反映させながら推進する。あわせて、同事業における好事例の横展開や予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))に関する普及啓発を図る。こうした取組を通じて、関係法令の趣旨、CDRの必要性及び重要性を踏まえ、関係省庁と十分連携しつつ、CDRの体制整備に必要な検討を進めていく。

〔取組状況〕

- 法務省においては、令和7年4月から開催されている「CDRの制度のあり方に関する検討会」にオブザーバー参加
 - CDR体制整備モデル事業から得られた体制整備に関する課題の検討状況を前提に、刑事訴訟法第47条の趣旨も踏まえ、関係省庁と十分連携し、CDRの体制整備に向けた対応の在り方について検討
- 引き続き、関係省庁と連携し、必要な対応をしていく

第3 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

【施策番号89】

司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。

【取組状況】

- 検察庁においては、司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体について、刑事訴訟法第47条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対し、丁寧に説明するよう努めている
 - 法務省としては、全国の検察庁の幹部が集まる機会など、様々な機会を捉えてこうした努力を継続するよう周知
- 検察庁及び法務省の双方において、引き続き、これらの取組を継続

第4 情報の適切な管理

【施策番号93】

死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に対して情報管理の重要性を周知徹底すること等を通じて、その適切な管理を図る。

【取組状況】

- 死因究明等により得られた情報も捜査情報の一つであるところ、検察庁においては、
 - ・ 従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払っており、捜査情報を含む情報管理の重要性について適宜研修等で周知し、
 - ・ 死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、刑事関係法令及び個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている
- 検察庁においては、引き続き、死因究明等により得られた情報を含む情報の適切な管理に努めていく

死因究明の推進にかかる取組について



文部科学省
高等教育局医学教育課



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第2次死因究明等推進計画における文部科学省の施策

1. 死因究明等に係る人材の育成

○死因究明等に係る教育内容の充実

文部科学省において、医学、歯学、薬学教育モデル・コア・カリキュラムで策定された内容の大学への周知を行う際に、本計画等を踏まえた教育内容の充実を要請することにより、卒業時まで学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図る。

○死因究明等に係る研修会の実施・協力に係る要請

文部科学省において、日本医師会又は日本歯科医師会と連携した医師又は歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施及び協力について、各大学医学部又は歯学部関係者が出席する会議等の場を活用し、要請する。

○死因究明等に係るカリキュラム・教育方法等の紹介

文部科学省において、医学部、歯学部及び薬学部における死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、積極的に紹介する。

○死因究明等に係る法や本計画内容の周知

文部科学省において、死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について周知するため、各大学医学部、歯学部及び薬学部の教育責任者等が参加する会議等の場を活用し、法や本計画等の内容について、周知を図る。

2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める

死因究明等に係る人材の育成等

医学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

第2章 学修目標

SO-03: 法医学

死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。

SO-03-01: 死と法

SO-03-01-01 植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定について理解している。

SO-03-01-02 異状死・異状死体の取扱いと死体検案について理解している。

SO-03-01-03 死亡診断書と死体検案書を作成できる。

SO-03-01-04 個人識別の方法を理解している。

SO-03-01-05 病理解剖、法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)について理解している。

※医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の2/3程度に相当）

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

C-4-4 法歯学

歯科的立場において社会での治安維持に貢献するために、法歯学に基づく方法を理解する。

学修目標：

C-4-4-1 事件、事故及び災害時の犠牲者に対する法歯学的検査の手順、方法及びこれに関連する法規を理解している。

C-4-4-2 歯科領域に関連する損傷の検査及び鑑定について理解している。

C-4-4-3 法医解剖(司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖)を理解している。

C-4-1-2 口腔と全身の健康との関連を理解している。

※歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の6割程度に相当）

薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋） 令和4年度改訂

<学修目標>

3)死因究明に関する社会的な影響、国際的な動向の解析、関連する規制・制度、及び関連法規の理解のもとに、実効性のある薬学的アプローチを立案する。

<学修事項>

(7) 死因究明における毒性学・法中毒学的アプローチ

※薬学教育モデル・コアカリキュラムとは、薬学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の能力（知識・技能・態度）を明確化したもの。（6年間の総学修時間数の7割程度に相当）

死因究明等に係るカリキュラム内容や教育方法等の事例について

- ◆ 死因究明等に係るカリキュラムや教育方法等の事例を紹介しますので、積極的な取組をお願いします。また、日本医師会又は日本歯科医師会と連携した医師又は歯科医師に対する死因究明等に係る定期的な研修会の実施及び協力をお願いします。

秋田大学医学部医学科（法医学 臨床実習）

取組例) 5年次選択科目として「法医学 臨床実習」を開講し、学生が法医解剖の現場に立ち会い、法医解剖執刀医を中心としたチームの一員として、警察官等の司法関係者ととも死因究明の実習に取り組むほか、死後CT画像の読影、死亡診断書・死体検案書の作成、司法関係者への医学的所見の説明訓練及び法医CTカンファレンス等への出席を通じ、死因究明に関する実践力を修得する。

東北大学歯学部歯学科（アドバンスⅤ（災害歯科医学））

取組例) 東日本大震災の身元確認活動の経験を踏まえ、歯科法医情報学分野を設置し、5年次前期に「アドバンスⅤ（災害歯科医学）」を必修科目として開講している。災害時における法医学の役割と歯科的な身元確認の重要性についてマネキンを用いた身元確認実習や講義を通じて学び、歯科医師として最低限必要な実践的身元確認能力の習得を目的としている。

北陸大学薬学部薬学科（法医裁判化学）

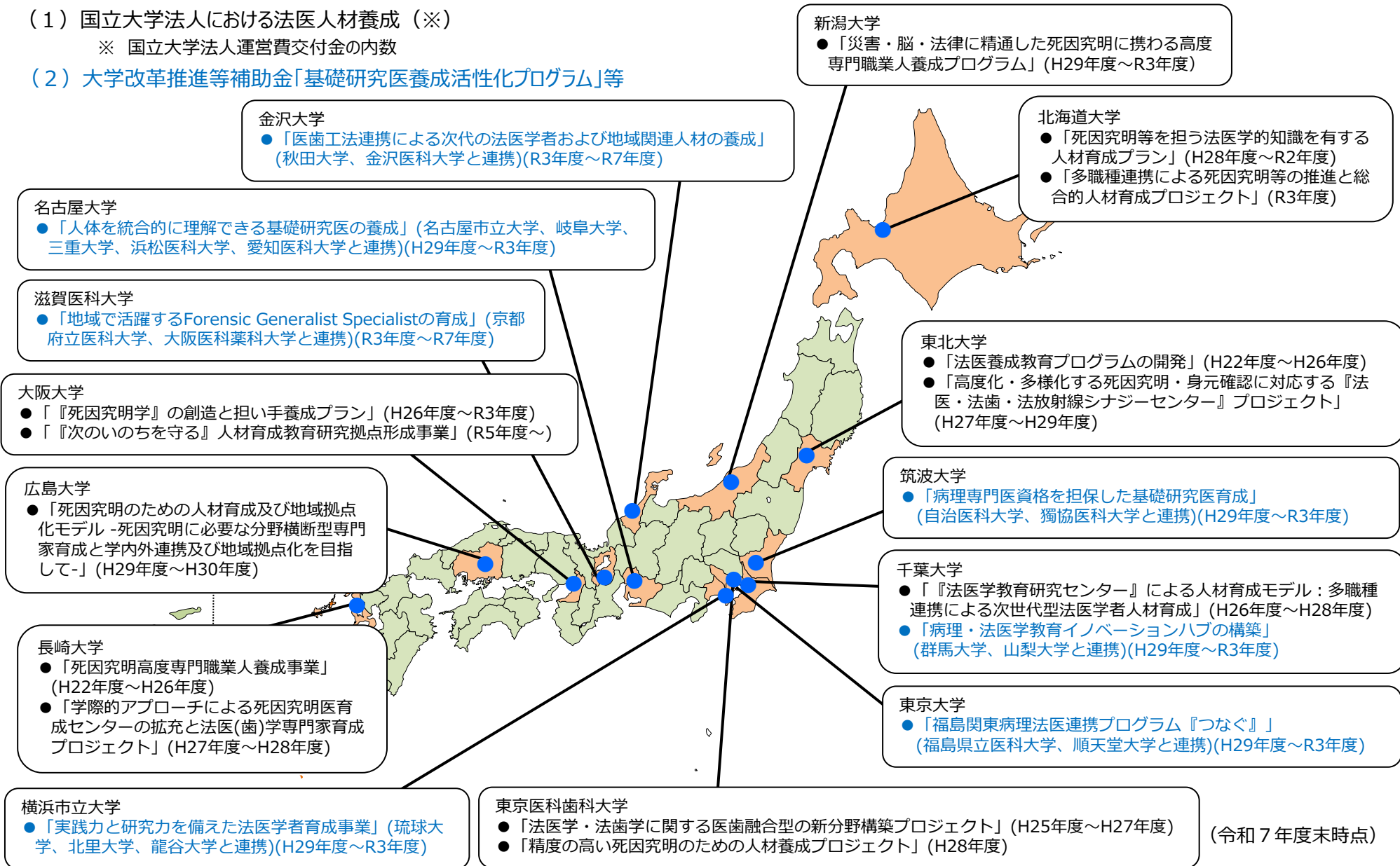
取組例) 4年次選択科目として医学の「法医学」と薬学の「裁判化学」を統合した「法医裁判化学」を開講し、対象、死因、薬毒物の鑑定・分析法、臨床中毒、個人識別などの内容の理解を通じ、薬剤師の職能に役立つ知識の習得を目的としている。

死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

(1) 国立大学法人における法医人材養成 (※)

※ 国立大学法人運営費交付金の内数

(2) 大学改革推進等補助金「基礎研究医養成活性化プログラム」等



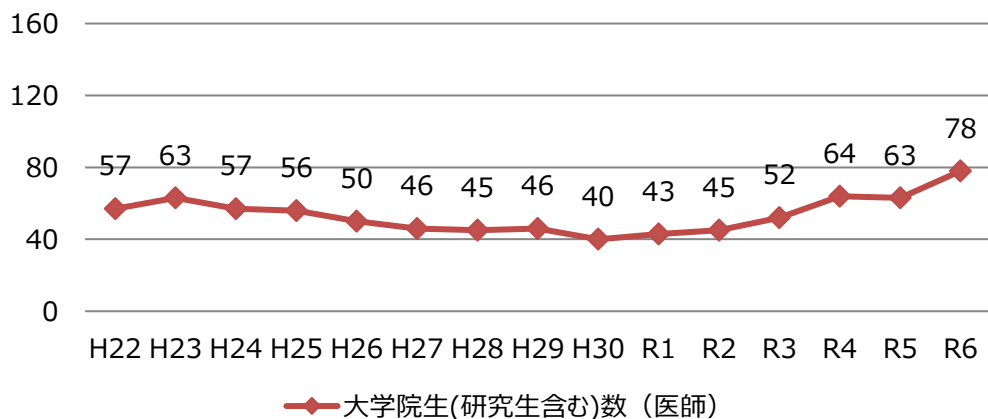
(令和7年度末時点)

法医学・歯科法医学分野における人材養成数及び大学に所属する教員数

1. 人材養成数の推移

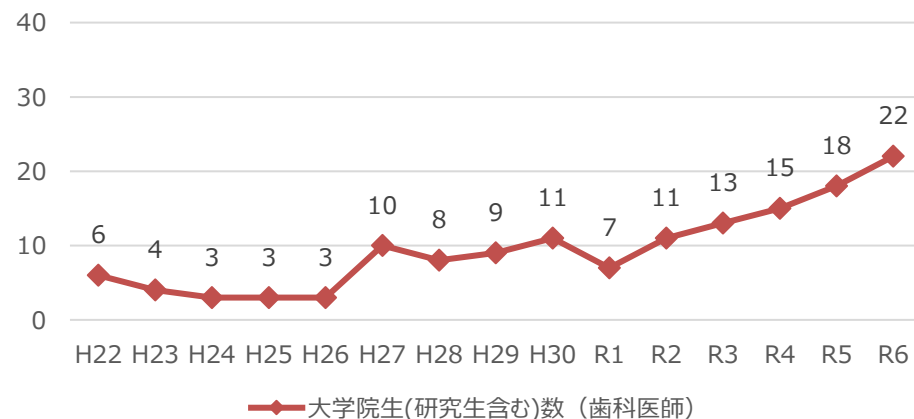
【法医学講座に所属する大学院生数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する大学院生数】

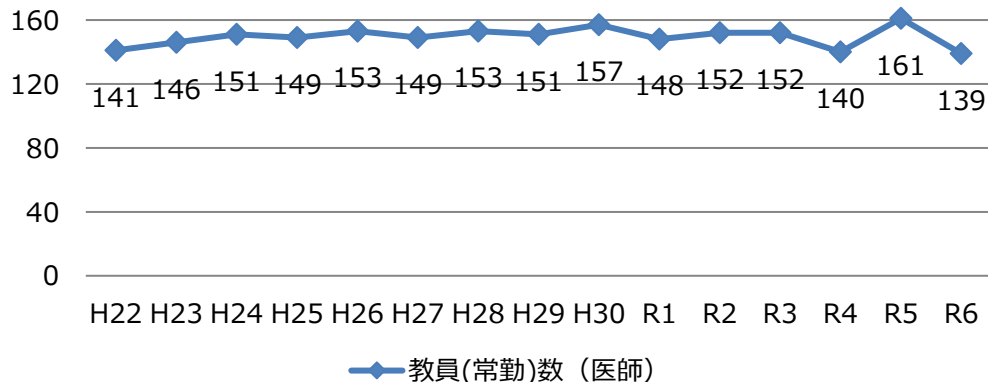
(単位：人)



2. 教員数の推移

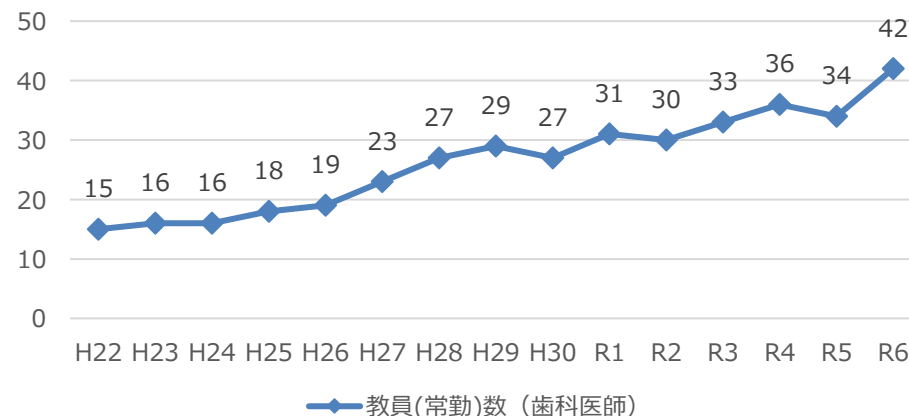
【法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



【歯科法医学講座に所属する教員数】

(単位：人)



死因究明等に関する法医人材の育成について

○死因究明等施策の主な経緯

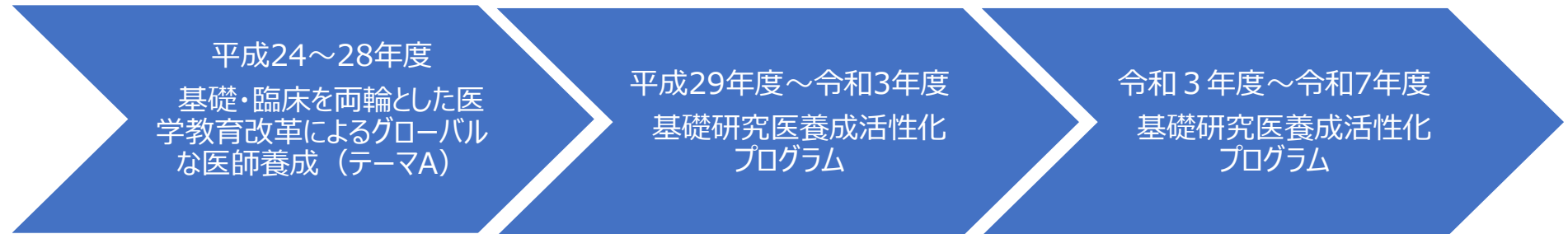


■死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）抜粋 死因究明等に関し講ずべき施策

(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）

- 文部科学省において、大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、**法医学、歯科法医学、法中毒学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点を整備し、その成果の普及を促すこと等を通じ、引き続き、取組の継続及び拡大に努める。**（文部科学省）

○文部科学省における取組



○文部科学省における令和8年度の取組

- これまでモデル事業を展開してきたところであり、一定数の拠点を整備してきたことから、令和8年度は、上記補助事業の成果の横展開を視野に、新たに「死因究明に資する大学の法医学人材養成に関する調査研究」を行い、14年間の事業の総括と今後の課題等について整理を実施予定。

下線部の数値は、令和7年の実績

海上保安庁で取り扱うご遺体 **329件**

犯罪死体・変死体

刑事訴訟法に基づく取扱い

- 海上保安官による「実況見分等の犯罪捜査」、「代行検視」 ⇒ **241件**
- 「鑑定・処分許可状」に基づく「司法解剖」 ⇒ **181件**

それ以外のご遺体

死体調査法(※)に基づく取扱い

- 海上保安部長等の判断に基づく「調査」 ⇒ **88件**
- 死因を明らかにするための「行政解剖」 ⇒ **8件**

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」

死因究明等に係る人材の育成

必要な知識及び技能を修得した職員の配置の拡充

- 法医学教室へ職員を派遣し、高度な知識、技能を修得するための研修（法医学研修）
⇒ **14大学に15名を派遣**
- 法医学研修修了者を「検視捜査官」として指名し、海上保安部署へ配置
⇒ **全国の海上保安部署に約250名を配置**

死因究明等に係る人材の育成

教育研修の充実



- 当庁教育機関での研修、鑑識検定
- 死体の取扱いに関する合同研修会等への参加

死因究明等に係る実施体制の充実

鑑識官の配置の拡充から職員個々の能力向上へ



- これまでの取組により、死体取扱件数の多い部署に鑑識官を配置。
⇒全国148部署のうち、99部署に100名の鑑識官を配置
- 今後、鑑識官や検視捜査官を中心に鑑識や死体取扱に関する能力の向上を図る。

資機材の整備

✓検視室、死体用冷蔵庫等の整備

令和6年度7施設

令和7年度4施設



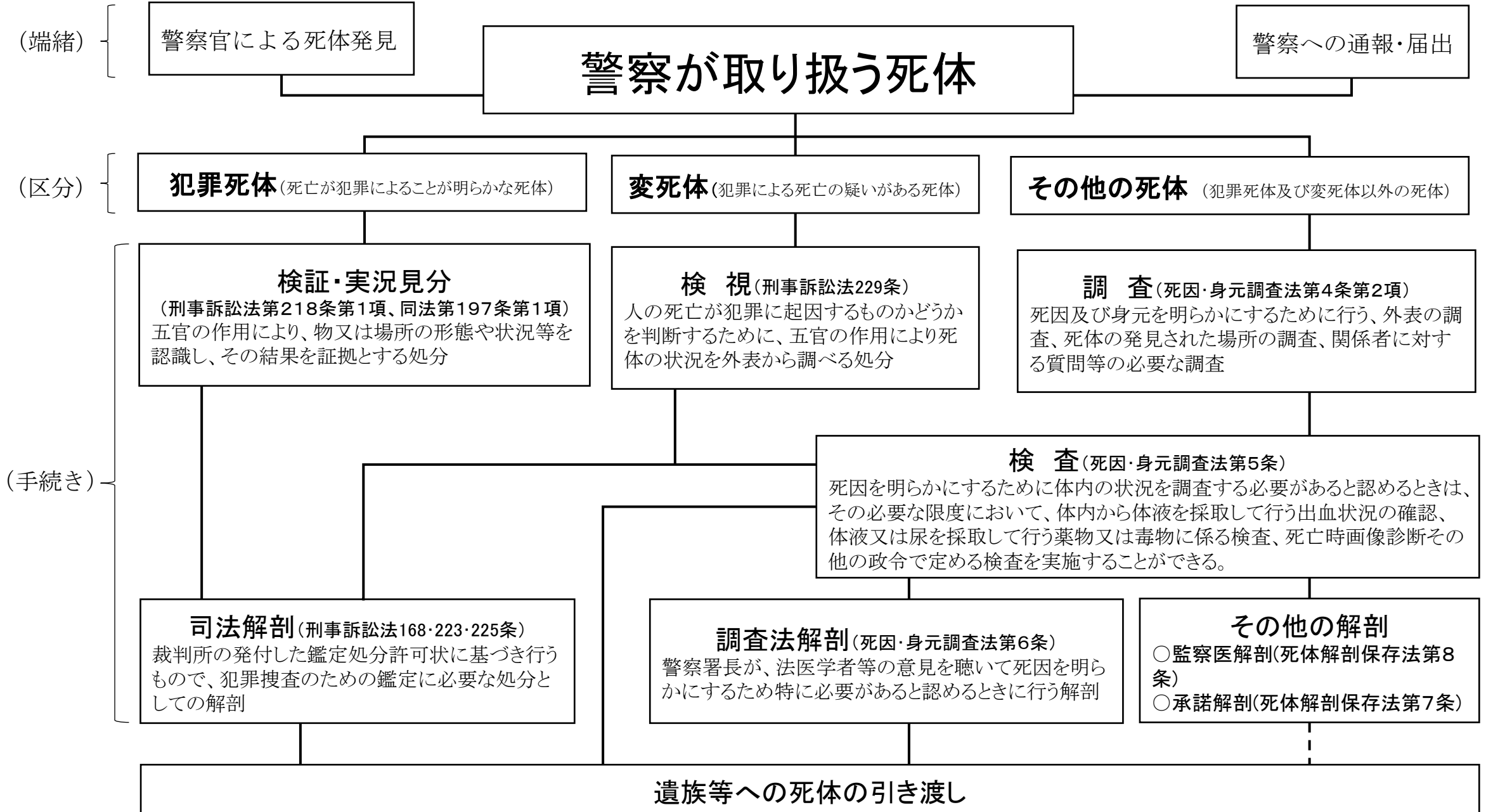


死因究明等推進計画に基づく 施策の推進状況について

令和8年6月8日

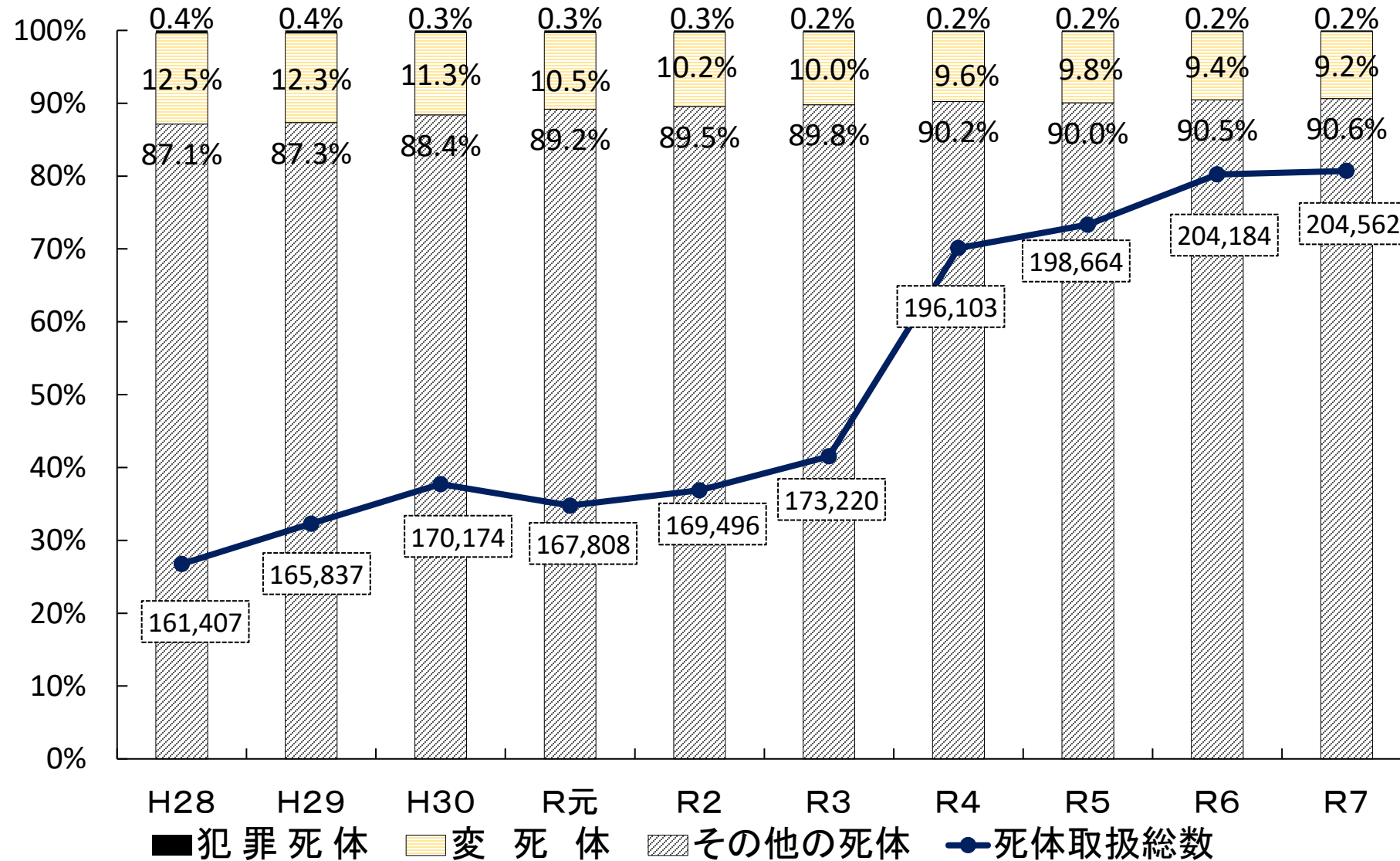
警察庁

警察における死体取扱いの流れ



警察取扱死体数等の推移 (H28~R7)

- 令和7年の死体取扱数: 20万4,562体
- 統計の残存する平成8年以降で最多
- 「その他の死体」が全体の9割を占めている



死因究明等推進計画に基づく施策の進捗状況

○ 死因究明等に係る人材の育成等(法第10条)

◆ 検視官等に対する教育訓練(施策番号5)

- 警察庁では、日本法医学会等の協力を得て、全国警察の検視官及び検視官補助者を対象とした研修を実施し、法医学者、歯科法医学者等による講義、ゼミ等を実施
- 都道府県警察においても、死体取扱業務に従事する警察官等にする研修を実施

○ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備(法第12条)

◆ 大規模災害等における歯科所見情報の照会要領の策定運用(施策番号29)

○ 警察における死因究明等の実施体制の充実(法第13条)

◆ 効果的かつ効率的な検視官の運用(施策番号30)

- 検視官臨場率 平成19年:11.9% → **令和7年:82.7%**
- 引き続き、必要な案件への確実な現場臨場により、警察署の警察官に対する指導・助言等を推進
- 令和6年1月から全国警察において映像伝送装置を活用した効率的な死体取扱業務を運用中

◆ 科学捜査研究所における薬毒物の分析機器や鑑定標準品の整備(施策番号32)

◆ 死亡時画像診断の積極的な実施(施策番号34)

- 令和7年中:**2万20件**(警察取扱死体の**9.8%**)

◆ 身元確認照会システムの適正かつ効果的な運用(施策番号35)

○ 死因究明のための死体の科学調査の活用(法第15条)

◆ 必要な薬毒物検査の確実な実施(施策番号63)

- 薬毒物検査:**19万3,126件**(警察取扱死体の**94.4%**)

CDR（予防のためのこどもの死亡検証）

こども家庭庁母子保健課

目的

- Child Death Review (CDR) に係るこれまでの取組から課題を抽出・整理の上、有識者や自治体等の関係者から意見を頂き、全国展開に向けた、具体的な制度のあり方について検討を行う。

主要な議題

- ・ CDRモデル事業で得られた成果や課題について
- ・ 地域で実施されるCDRの実効ある体制構築のあり方と必要な支援について
- ・ 効果的な予防策の提言のあり方について
- ・ 遺族からの同意取得のあり方や捜査情報を含めた様々な情報の活用について
- ・ CDRから得られる情報を格納するデータベースや管理体制等のあり方について
- ・ 虐待・保育事故等の他の検証制度との棲み分けについて
- ・ 遺族に対するグリーフケアについて

スケジュール

2025年4月 検討会の設置、CDRをめぐる現状について、ヒアリング等

2025年夏～冬 ヒアリング等

2026年～ ヒアリングを踏まえ、上記の議題を中心に論点整理・議論

2026年中目途 とりまとめ

CDRの制度のあり方に関する検討会について

構成員

今村 知明	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 教授
遠藤 貞悟	宮城県 亘理町立 荒浜中学校 校長
岡田 登	三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 母子保健班 係長
川松 亮	明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授
河村 有教	長崎大学大学院 多文化社会学研究科・多文化社会学部 准教授
切手 俊弘	滋賀県 健康医療福祉部 次長(子育て支援課 主席参事 事務取扱)
木下 あゆみ	国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター 育児支援対策室長・小児アレルギー科医長
竹原 健二	国立成育医療研究センター 政策科学研究部 部長
友岡 史仁	日本大学大学院法学研究科教授
沼口 敦	名古屋大学医学部附属病院 救急・内科系集中治療部 病院講師
一杉 正仁	滋賀医科大学 社会医学講座 教授
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
三平 元	公益社団法人 日本小児科医会 業務執行理事
◎ 山縣 然太郎	国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク 副所長 山梨大学大学院附属出生コホート研究センター 特任教授
山中 龍宏	緑園こどもクリニック 院長
吉川 優子	NPO 法人 Safe Kids Japan 事業推進マネージャー
渡辺 弘司	公益社団法人 日本医師会 常任理事

(五十音順・敬称略)

※ ◎は座長

※ オブザーバーとして、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省の関係各課が参加。

CDRの制度のあり方に関する検討会の開催実績と予定について

第1回検討会（令和7年4月25日）

- 本検討会の進め方について
- CDRの現状について
- 当事者であるご遺族からのヒアリング

第2回検討会（令和7年7月25日）

- CDR モデル事業に関する現状の取組等について
- 自治体・医療機関からのヒアリング

第3回検討会（令和8年1月28日）

- 遺族からの同意取得のあり方について
- 遺族に対するグリーフケアについて

第4回検討会（令和8年夏頃）

- 捜査情報の活用について
- 虐待・保育事故等の他の検証制度との棲み分けについて
- その他

背景及び経緯

- CDR (Child Death Review) とは、18歳未満の子どもの死亡事例を多職種 (医療、警察、消防、行政関係者等) が連携して検証し、効果的な予防策を導き出す取組である。
- 米国・英国等の諸外国でも類似の取組が導入されており、日本においても研究事業として、2016年以降から検討が進められてきた。
- 2018年の「成育基本法」及び 2019年の「死因究明等推進基本法」の成立を受け、こどもの死亡原因に関する情報の収集・管理体制の整備が国の方針として明示された。

目的

- こどもの死亡事例を多職種が連携して検証し、予防可能な要因を明らかにする。
- 効果的な予防策を提言することで、将来のこどもの死亡を減らす。
- こどもが安全・安心に暮らせる社会の実現を目指す。

概要

CDRは、4つの段階から構成される。

①情報収集

事務局が死因、医学的背景、死亡に至る経緯などの情報を関係機関から収集し、記録する。

②検証

医療・行政・警察などの多機関の専門職が連携し、こどもの死亡事例を多角的に検証する。

③提言

複数の関係機関や専門家による会議で、再発防止に向けた効果的な予防策を、行政に対して提言する。

④対策

行政が提言した予防策を踏まえて、こどもの死亡・重症化を防ぐ対策を講じる。

死亡診断書に記載された死因にとどまらず、死因に繋がった様々な潜在的なリスクを拾い上げ、リスクを可視化する基盤を整える。

リスクを可視化。
さらには複数の事例を通して地域におけるリスクの傾向や特徴を捉える。

可視化された潜在的リスクに対し、地域の実情に応じた具体的な解決策を講じることができる。その積み重ねによって、よりこどもに優しい社会を目指す。

令和8年度予算 1億円（1億円）【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

（4）グリーフケアの対応・提言した予防策の実装（リーフレット作成等）

（1）～（3）を踏まえた提言等に基づき、必要に応じて、グリーフケアへの対応や、予防策の周知を行うリーフレットの作成等を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

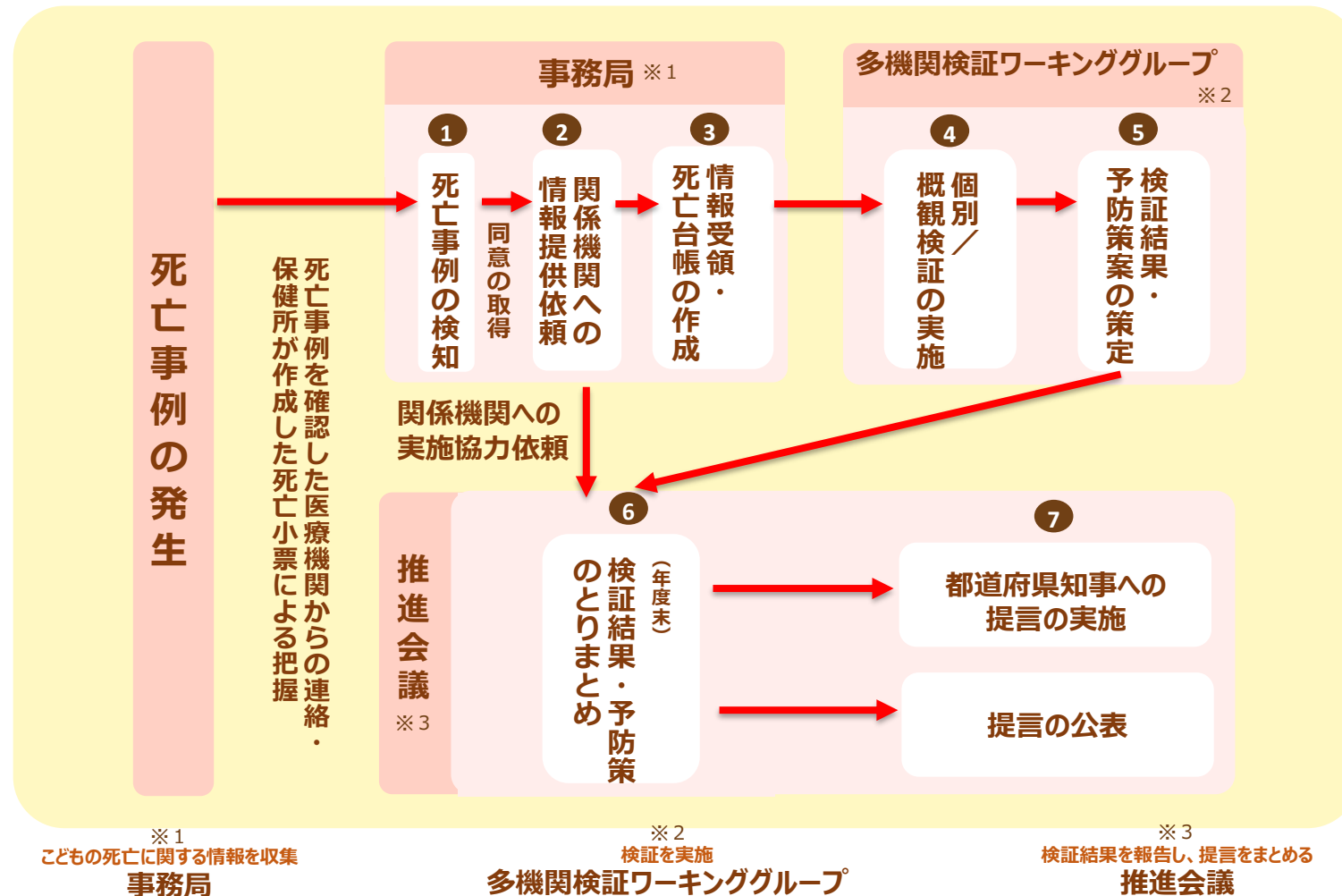
実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10 / 10
- ◆ 補助基準額 : 年額 14,064千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和2年度：7自治体
→令和7年度：10自治体
（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）

(参考)モデル事業におけるCDR実施のイメージ



検証に必要な、地域における子どもの情報の一元管理を目的に、実施主体である都道府県に事務局を設置します。医療機関から死亡原因などの情報を提供してもらうことに加え、警察や教育、福祉などのさまざまな機関からも情報を得ることが、事務局の主な役割です。

事務局が収集した情報をもとに詳細な検証を行うため小児医療・法医学などの医療の専門家や、児童福祉・教育・保育・警察(検視)などで構成される多機関検証ワーキンググループを設置します。この多機関検証ワーキンググループで行うのは、各事例の背景を深く理解するための「個別検証」と、地域における傾向や特徴を把握する「概観検証」の2つです。

子どもの死亡に関する効果的な予防策を検討するためには、多数の関係者による協力が必要です。そのために事務局は、地域の医療機関、教育機関、警察・消防など複数の関係機関の専門家で構成された推進会議を定期的開催します。この推進会議では、主に検証結果の報告や提言の作成、また年間の活動計画を共有するなど、CDR事業を推進する役割を担います。

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例①山梨県 小児の心肺蘇生法動画作成

睡眠中の突然死

⇒提言 救急隊が到着するまでの心肺蘇生の知識啓発

⇒令和3年度に保護者や保育士等従事者を対象に「子どもの心肺蘇生法研修会」を実施。

その際に、小児科医・救急救命士協力のもと、小児の心肺蘇生法の動画を作成し、

ホームページやYoutubeに公開した。



「子どもの命を救う心肺蘇生法」⑤乳児CPR（心肺蘇生法）、(5分) 説明



・内 容

- ・蘇生練習シート
- ・緊急時の動画——— 小児反応確認、CPR (2分)、乳児反応確認、CPR (2分)
- ・小児の心肺蘇生法トレーニング動画——— 小児 CPR、説明 (5分)、小児 CPR のみ (2分)
小児反応確認のみ (30秒)
- ・乳児の心肺蘇生法トレーニング動画——— 乳児 CPR、説明 (5分)、乳児 CPR のみ (2分)
乳児反応確認のみ (30秒)

参考・出典：山梨県公式ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/100285/cdrr5.pdf>

<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/cdr/20220516.html>

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例②香川県 水難事故防止対策強化事業

溺死

⇒提言 ①ライフジャケットの啓発 ②水難事故の知識啓発

⇒令和4年度から「ライフジャケット推進事業」を開始。

① 学校における水難事故防止対策強化事業

- ・ ライフジャケットを活用した水泳授業
- ・ 教員を対象とした研修の実施

② ライフジャケットレンタルステーション

- ・ 寄贈されたライフジャケットを無料で貸出

③ ライフジャケット体験教室

- ・ こどもと保護者を対象としたライフジャケット体験教室

⇒毎年事業を継続しており、今年で4年目を迎える。

参考・出典：香川県公式ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/40370/9gidai3siryous.pdf>

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyouui/hokentaiiku/taiiku-sports/taiiku/lifejacket_promotion.html

令和4年度スポーツ庁委託事業

ライフジャケット推進事業



観音寺市立作田小学校(学校における水難事故防止対策強化事業)

海や川、池などで様々な活動を行うことは、自然に囲まれた日本で生活する私たちにとって日常的なものであります。しかし、毎年のように水難事故は発生しており、児童生徒等がそれらの事故で命を落とすこともしばしばあります。降水量が少なく渇水の多い香川県では、古くから農業用水をためるため県内各地にため池が多くあり、海や川だけでなく、ため池に係る事故も発生しています。

香川県教育委員会では、児童生徒等の生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力及び自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成を目指して、ライフジャケット推進事業を行っております。また、本事業によって、児童生徒等(学校)から保護者、地域等へ水難事故防止意識高揚の波及にもつなげ、香川県全体の水難事故0をめざす取組みを進めております。

令和4年度は、水難事故防止につなげる取組みとして以下の3つを行いました。

- ① 学校における水難事故防止対策強化事業
- ② ライフジャケットレンタルステーション
- ③ ライフジャケット親子体験教室

本事業報告書では、これらの取組みの概要及び成果や課題を掲載しております。各学校(園)または各地域における水難事故防止に向けた取組みの参考にいただければ幸いです。

香川県教育委員会

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例③香川県 チャイルドシート啓発動画

交通事故

⇒提言 チャイルドシート・シートベルト着用率向上に向けた啓発

⇒県立看護大学にCDR事業の講義を行ったところ、学生がチャイルドシート装着の啓発動画を作成。

- ・ 事故再現動画を用いたチャイルドシートの必要性の啓発
- ・ チャイルドシートの選び方やレンタル精度の紹介
- ・ チャイルドシートの正しい装着方法の紹介

動画は香川の子育て情報発信サイト Colorful
やYoutubeに公開した。



外国人の事故

⇒提言 外国人を対象とした不慮の事故予防対策を推進

⇒令和4年度に外国人を対象とした事故予防策を複数実施。

- ・ 外国人学校の生徒等を対象とした外国語による防犯・安全教室
- ・ ブラジルのキャラクター「モニカ&フレンズ」と協力した、通訳官を介した110番通報（三者通話）の実演
- ・ 地域FM局での外国語による防犯・交通安全の啓発放送



参考・出典：

滋賀県公式ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5471069.pdf>

MSP-JAPAN https://mspjapan.co.jp/2023/01/10/one-day-chief/?utm_source=chatgpt.com

CDRモデル事業の予防策の提言と実行状況 例⑤山梨県 父親への支援強化

マルチリートメント

⇒提言 **保護者の精神的・経済的課題に伴う養育困難への適時適切な支援の必要性**

- ①県内の虐待ネットワークの強化・推進 ②孤立している母親への支援 ③父親への支援の強化

⇒令和5年度に、市町村等と**父親支援推進会議**を開催。

父親の子育て参加の促進を図るため、父親支援のあり方について有識者等から幅広く意見交換を行った。

令和6年度には、**父親セミナー**を開催。

父親の家庭教育への参画が重要であることを認識するとともに、家庭及び地域社会における父親の役割についての理解や子育てに対する正しい知識の普及を図った。

参考・出典：山梨県公式ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/100285/cdr5.pdf>

<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/titioyasemina-.html>

～あかちゃんが生まれるまでにできること
生まれてからでできること～

パパだからこそ できること いっぱいある！
これから生まれてくる あかちゃん のために、パパとしての心構えを学びましょう！



講師

NPO 法人おっとふあーざー代表
理事 館(たち) 直宏 氏

講師プロフィール
保育士として17年勤務した後、「NPO 法人おっとふあーざー」を設立し代表理事に就任。
家庭では3児の父親であり、第3子誕生時に育児休暇を8か月取得。
保育士での経験と知識を活かしながら、男性の家事・子育てへの積極的関わりといった家庭進出促進策、
男性の育児休暇取得推進などに取り組んでいる。

日時

場所

対象

内容

申込

2024. 12. 8(日) 9時30分～12時00分

ぴゅあ総合 中研修室(甲府市朝氣1-2-2)

※駐車場は裏面を確認してください

これから出産を迎える方 **フレバのみ・フレママと二人のどちらもOK!**

妊娠・出産前の方、新婚さんも歓迎!

- ・パパとママからの一番最初のプレゼントとは?
- ・あかちゃんが生まれてくるまでにできること
- ・出産までに話し合ってみよう
- ・ミルクの作り方 } 体験型です!
- ・あかちゃんの沐浴 }
- ・育児休暇のススメ など

専用フォームよりお申し込みください →

定員 20組程度
参加無料!



主催：山梨県（子育て支援局子育て政策課）

令和8年度予算 0.6億円（0.6億円）

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review：CDR）の取組や、意義について広く国民に普及啓発し、国民のCDRへの理解促進を図る。
- CDRモデル事業で得られた予防策や、他制度（例：こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）、消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁））等のこどもの死亡の予防に関する検証結果について、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、CDRモデル事業や他の検証制度等によって得られた具体的な予防策についての周知を行い、医療、保健、教育等の分野が連携しこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

- (1) CDR特設サイトの運用
予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理した特設サイトを整備・運用を行う。また、ウェブサイト内で予防策について、わかりやすく紹介する動画などのコンテンツを作成する。
- (2) シンポジウムの開催
CDRに関する有識者（こどもを事故で亡くした遺族の方、CDRに取り組まれてきた研究者の方）を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。
- (3) SIDS予防対策月間の周知用ポスター・リーフレットの作成
乳児期の死亡原因として多いSIDSについて、こども家庭庁にて11月に実施されるSIDS予防対策月間のための周知用ポスター・リーフレットの作成を行う。合わせて効果的な予防策の周知啓発を実施する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

概要

予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

法令での記載

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成29年5月) ほか

虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。

成育基本法（平成30年12月成立）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

死因究明基本法（令和元年6月成立） 附則

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

CDR(Child Death Review)について

閣議決定文書等での記載

こども大綱（抄）（令和5年12月22日閣議決定）

第3 こども施策に関する重要事項 1 ライフステージを通じた重要事項

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

チャイルド・デス・レビュー（CDR）：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

こどもまんなか実行計画2024（抄）（令和6年5月31日こども政策推進会議決定）

第Ⅱ こども施策に関する重要事項 1 ライフステージを通じた重要事項

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（チャイルド・デス・レビューの体制整備）

CDRの体制整備に必要な検討の推進

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたチャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）の取組を加速するため、都道府県が行う体制整備モデル事業において収集した同意取得や予防策の好事例の横展開を図る。あわせて、広報啓発事業によってCDRの意義についての国民的な理解を促進するとともに、モデル事業を通じて把握された課題等を検証し、関係省庁とも連携して、CDRの全国展開に向けた体制整備の検討を強力に進める。

経済財政運営と改革の基本方針2024（抄）（令和6年5月21日閣議決定）

（こども大綱の推進）

こどもの自殺対策の強化を図るとともに、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）を推進する。

死因究明等の推進

地方公共団体は、「死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定。令和6年7月5日変更閣議決定）を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を策定・実施

<連携協力>（第7条関係）

- 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策>（第10条から第18条まで関係）

- 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会>（第30条関係）

- 地方公共団体は、地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行うとともに、当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努める

死因究明等推進地方協議会の活用等について

- 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関又は団体に対し、死因究明等推進地方協議会※の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。

※令和4年度末までに、すべての都道府県で設置済み



- 令和6年7月5日付けで、厚生労働省医政局長（死因究明等推進本部事務局長）より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼。
- 総務省からも、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書を出し、地方協議会の活用を含め、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼するとともに、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の地方公共団体向けの会議を通じて継続的に依頼

- ▶ **引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いいたします！**

死因究明等推進計画の見直しの主な論点（案）

- 死因究明等の体制について
 - ・ 地域における死因究明等に関する拠点（仮）の在り方
 - ・ 地域における死因究明等の体制整備

- 死因究明等に係る人材について
 - ・ 検案医・法医等の育成・確保

- 各論について
 - ・ 公衆衛生の観点からの死因究明等（死亡時画像診断や薬毒物検査等を含む。）の実施
 - ・ 死因究明等の結果の利活用
 - ・ 災害時の死因究明等の体制